

■ 福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由																	
第1章 総則 第1節～第6節（略） 第7節 放射性物質が環境へ放出された場合の予防的防護措置の実施 放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングの測定結果を、OILに照らして、必要な予防的防護措置を実施する。		第1章 総則 第1節～第6節（略） 第7節 放射性物質が環境へ放出された場合の予防的防護措置の実施 放射性物質が環境へ放出された場合、緊急時モニタリングの測定結果を、OILに照らして、必要な予防的防護措置を実施する。		原子力災害対策指針（R7.10修正）に基づく修正																	
[OILと防護措置]		[OILと防護措置]																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{*1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">OIL4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td> <td>β線：40,000 cpm^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm^{*4}【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> <tr> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{*5}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要		初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に 区域 を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に 区域 を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。		
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要																		
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に 区域 を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																		
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																		
		β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																			
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に 区域 を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{*1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>数時間内を目途に地域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">OIL4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td> <td>β線：40,000 cpm^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm^{*4}【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> <tr> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{*5}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に 地域 を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に 地域 を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。			
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要																		
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に 地域 を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																		
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																		
		β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																			
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に 地域 を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準の種類</th> <th>基準の概要</th> <th>初期設定値^{*1}</th> <th>防護措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>OIL1</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</td> <td>500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">OIL4</td> <td rowspan="2">不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準</td> <td>β線：40,000 cpm^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> <td rowspan="2">避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。</td> </tr> <tr> <td>β線：13,000cpm^{*4}【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)</td> </tr> <tr> <td>OIL2</td> <td>地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物^{*5}の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</td> <td>20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率^{*2})</td> <td>1日内を目途に地域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。</td> </tr> </tbody> </table>	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に 区域 を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。	β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に 地域 を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。			
基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{*1}	防護措置の概要																		
OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	数時間内を目途に 区域 を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)																		
OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講ずるための基準	β 線：40,000 cpm ^{*3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。																		
		β 線：13,000cpm ^{*4} 【1か月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)																			
OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{*5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{*2})	1日内を目途に 地域 を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。																		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧						新						改正理由	
飲食物摂取制限※	飲食物に係るスクリーニング基準	01L6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})			数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。	飲食物に係るスクリーニング基準	01L6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5μSv/h ^{※6} (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})				数日内を目的に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき地域を特定。
			核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 ^{※8}				1週間内を目的に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。	核種 ^{※7}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他 ^{※8}	
	01L6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}			01L6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※8}	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg					放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg					プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
			ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg					ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる01Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には01Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。01L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が01L1の基準を超えた場合、01L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が01L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が01L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEAのGSG-2における01L6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である01L3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる01Lの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には01Lの初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。01L1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が01L1の基準を超えた場合、01L2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）が01L2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）が01L2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※7 その他の核種の設定の必要性も含めて、今後検討する。その際、IAEAのGSG-2における01L6を参考として数値を設定する。

※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象

※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準である01L3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき地域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。
(出典：原子力規制委員会「原子力災害対策指針」)

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱		記載の適正化
〔処理すべき事務又は業務の大綱〕		〔処理すべき事務又は業務の大綱〕		
1～6 (略)		1～6 (略)		
7 指定公共機関		7 指定公共機関		
機 関 名	所 掌 事 項	機 関 名	所 掌 事 項	
九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	九州旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	
西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	災害時における通信の確保	NTT西日本株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社	災害時における通信の確保	
日本銀行（福岡支店、北九州支店）	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報	日本銀行（福岡支店、北九州支店）	(1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 (2) 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報	
日本赤十字社（福岡県支部）	災害時における医療救護などの実施	日本赤十字社（福岡県支部）	災害時における医療救護などの実施	
日本放送協会（福岡放送局）	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及	日本放送協会（福岡放送局）	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及	
西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路などの確保	西日本高速道路株式会社	災害時における避難経路及び輸送経路などの確保	
日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	日本通運株式会社（福岡支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力	
西部ガス株式会社	災害時におけるガスの供給確保	西部ガス株式会社	災害時におけるガスの供給確保	
日本郵便株式会社（九州支社）	災害時における郵便事業運営の確保	日本郵便株式会社（九州支社）	災害時における郵便事業運営の確保	
8～10 (略)		8～10 (略)		

■ 福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第2章 災害事前対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 効果的な応急対策活動のための事前対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (国(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)、糸島市、県(防災危機管理局、環境保全課))</p> <p>(1) 原子力防災専門官との連携 県及び糸島市は、地域防災計画(原子力災害対策編)の策定、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・伝達、防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の防災拠点としての活用、県民などに対する原子力防災に関する情報提供、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応について、平常時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 即応体制の整備 (国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課)) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制の整備</p> <p>ア 原子力災害合同対策協議会の組織体制 県、国、糸島市及び原子力事業者は、緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。)を組織するための体制を整備しておくものとする。 なお、オフサイトセンターが使用できない場合は、代替オフサイトセンターに指定している佐賀県庁又は長崎県消防学校において体制を整備するものとする。</p> <p>6 情報収集・伝達体制の整備 (国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、原子力事業者、非常通信協議会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課)) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 災害用伝言サービスの活用促進</p>	<p>第2章 災害事前対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 効果的な応急対策活動のための事前対策</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携 (国(原子力防災専門官、上席放射線防災専門官)、糸島市、県(防災危機管理局、水・大気環境課))</p> <p>(1) 原子力防災専門官との連携 県及び糸島市は、地域防災計画(原子力災害対策編)の策定、原子力事業者の防災体制に関する情報の収集・伝達、防災訓練、緊急事態応急対策等拠点施設(以下「オフサイトセンター」という。)の防災拠点としての活用、県民などに対する原子力防災に関する情報提供、災害時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応について、平時から原子力防災専門官と密接な連携を図る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 即応体制の整備 (国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課)) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) オフサイトセンターにおける原子力災害合同対策協議会の体制の整備</p> <p>ア 原子力災害合同対策協議会の組織体制 県、国、糸島市及び原子力事業者は、緊急事態宣言の発出後、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会(以下「合同対策協議会」という。)を組織するための体制を整備しておくものとする。 なお、オフサイトセンターが使用できない場合は、代替オフサイトセンターに指定している佐賀県庁又は長崎県庁において体制を整備するものとする。</p> <p>6 情報収集・伝達体制の整備 (国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、原子力事業者、非常通信協議会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課)) (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信手段の確保 (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 災害用伝言サービスの活用促進</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定について(令和7年1月17日府政原防1021号)に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県、糸島市及びその他市町村は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人などの安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社などの通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。</p> <p>キ（略）</p> <p>(3) 情報の分析整理</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県及び糸島市は、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。</p> <p>また、県は、それらの情報について防災関係機関による利用が円滑に促進されるよう、国及び糸島市と共に情報のデータベース化及びネットワーク化の推進に努める。</p> <p>ウ 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は糸島市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部の設置予定施設、オフサイトセンター及び糸島現地災害対策本部の設置予定施設に適切に備え付ける。</p> <p>① 原子力事業所及び施設に関する資料</p> <p>② 周辺人口や交通状況などの社会環境に関する資料</p> <p>③ 周辺地域の気象・地形資料や平常時のモニタリングなどに関する資料</p> <p>④ 防災資機材の配備状況に関する資料</p> <p>7 広域防災体制の整備</p> <p>(国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災関係機関相互の情報交換</p> <p>県は、平常時から県警察、国、原子力防災専門官、他の都道府県、糸島市、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。</p> <p>県は、原子力災害対策に万全を期すため、特に、佐賀県、長崎県と緊急時モニタリングデータや評価結果を共有するなど、相互の情報収集・伝達体制の整備、充実に図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 佐賀県及び長崎県との連携体制の整備</p> <p>県は、佐賀県及び長崎県からの広域避難の要請に備え、受入予定施設を確保するなど避難者の受入体制の整備を行う。</p>	<p>県、糸島市及びその他市町村は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人などの安否を確認できる情報通信手段であるNTT西日本株式会社などの通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。</p> <p>キ（略）</p> <p>(3) 情報の分析整理</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進</p> <p>県及び糸島市は、平時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。</p> <p>また、県は、それらの情報について防災関係機関による利用が円滑に促進されるよう、国及び糸島市と共に情報のデータベース化及びネットワーク化の推進に努める。</p> <p>ウ 防災対策上必要とされる資料</p> <p>県は糸島市と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、次に掲げる資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、県災害対策本部の設置予定施設、オフサイトセンター及び糸島現地災害対策本部の設置予定施設に適切に備え付ける。</p> <p>① 原子力事業所及び施設に関する資料</p> <p>② 周辺人口や交通状況などの社会環境に関する資料</p> <p>③ 周辺地域の気象・地形資料や平時のモニタリングなどに関する資料</p> <p>④ 防災資機材の配備状況に関する資料</p> <p>7 広域防災体制の整備</p> <p>(国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、医療指導課、関係各課）</p> <p>(略)</p> <p>(1) 防災関係機関相互の情報交換</p> <p>県は、平時から県警察、国、原子力防災専門官、他の都道府県、糸島市、消防機関、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。</p> <p>県は、原子力災害対策に万全を期すため、特に、佐賀県、長崎県と緊急時モニタリングデータや評価結果を共有するなど、相互の情報収集・伝達体制の整備、充実に図る。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 佐賀県及び長崎県との連携体制の整備</p> <p>県は、佐賀県及び長崎県からの広域避難の要請に備え、受入予定施設を確保するなど避難者の受入体制の整備を行う。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県は、必要に応じて佐賀県及び長崎県と連携した原子力防災訓練を実施するなど<u>平常時</u>から緊密な連携を図るものとする。</p> <p>8 モニタリング体制の整備 (国(原子力規制委員会)、佐賀県、長崎県、糸島市、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県(防災危機管理局、<u>環境保全課</u>、保健環境研究所、関係各課)) (略) (1) モニタリング体制の整備 ア <u>平常時</u>モニタリング体制 県は、緊急時に原子力施設から放出される放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、<u>平常時</u>からモニタリングを適切に実施する。 イ (略) (2) (略) (3) モニタリング設備・機器の整備・維持 県は、<u>平常時</u>又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポストなどの固定型モニタリング機器やサーベイメータなどの可搬型モニタリング機器などのモニタリング設備・機器を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。 モニタリング設備・機器類の配備状況及び整備計画については、「緊急時モニタリング計画」で定める。 (4)～(5) (略)</p> <p>9 県民などへの情報提供体制の整備 (国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県(防災危機管理局、<u>県民情報広報課</u>、国際局国際政策課・国際交流課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、各部主管課、関係各課、保健福祉(環境)事務所)) (略) (1)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 原子力災害医療体制の整備 (糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、原子力事業者、高度被ばく医療支援センターなど、県(健康増進課、医療指導課、薬務課)) (略) (1)～(3) (略) (4) 原子力災害時の医療活動用資機材の整備 県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、簡易除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品及び医療資機材の確保・整備に努めるとともに、原子力災</p>	<p>県は、必要に応じて佐賀県及び長崎県と連携した原子力防災訓練を実施するなど<u>平時</u>から緊密な連携を図るものとする。</p> <p>8 モニタリング体制の整備 (国(原子力規制委員会)、佐賀県、長崎県、糸島市、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県(防災危機管理局、<u>水・大気環境課</u>、保健環境研究所、関係各課)) (略) (1) モニタリング体制の整備 ア <u>平時</u>モニタリング体制 県は、緊急時に原子力施設から放出される放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、<u>平時</u>からモニタリングを適切に実施する。 イ (略) (2) (略) (3) モニタリング設備・機器の整備・維持 県は、<u>平時</u>又は緊急時における周辺環境への放射性物質又は放射線による影響を把握するため、モニタリングポストなどの固定型モニタリング機器やサーベイメータなどの可搬型モニタリング機器などのモニタリング設備・機器を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。 モニタリング設備・機器類の配備状況及び整備計画については、「緊急時モニタリング計画」で定める。 (4)～(5) (略)</p> <p>9 県民などへの情報提供体制の整備 (国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県(防災危機管理局、<u>広報課</u>、国際局国際政策課・国際交流課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、各部主管課、関係各課、保健福祉(環境)事務所)) (略) (1)～(4) (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>11 原子力災害医療体制の整備 (糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、原子力事業者、高度被ばく医療支援センターなど、県(健康増進課、医療指導課、薬務課)) (略) (1)～(3) (略) (4) 原子力災害時の医療活動用資機材の整備 県は、国から整備すべき医療資機材に関する情報提供を受け、放射線測定資機材、簡易除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品及び医療資機材の確保・整備に努めるとともに、原子力災</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>害医療体制についての資料を収集・整理しておくものとする。 なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための<u>平常時</u>の配備や緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>12 避難受入れ活動体制の整備 (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、福岡県看護協会、福岡県社会福祉協議会、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・国際交流課、健康増進課、医療指導課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課、<u>交通政策課</u>、教育庁高校教育課、義務教育課、特別支援教育課)) 原子力災害が発生し、広域的な避難等が必要となった場合、迅速かつ円滑に行うことが重要である。県及び糸島市は、住民などの安全確保を図るため、県の「原子力災害広域避難基本計画」(以下「基本計画」という。)や糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」(以下「個別計画」という。)の策定、指定避難所の整備など消防機関及びその他防災関係機関等と連携し、<u>平常時</u>から住民などの避難体制の整備に努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者などの避難誘導・移送体制などの整備 県は、糸島市に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備について助言する。 糸島市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、<u>平常時</u>から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民及び自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。 また、県及び糸島市は、適切な避難誘導・安否確認を行うため、防災関係機関と連携し、要配慮者に関する情報の把握・共有に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 指定避難所などへの避難方法などの周知 県、国、糸島市及びその他市町村及び原子力事業者は、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて県民などに提供すべき情報の項目について整理しておく。 県は、糸島市に対し、屋内退避の方法、指定避難所などへの避難方法(自家用車の利用、愛護動物との同行避難を含む)、<u>避難退域時検査及び安定ヨウ素剤配布</u>などの場所について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言するとともに、その</p>	<p>害医療体制についての資料を収集・整理しておくものとする。 なお、安定ヨウ素剤については、適時・適切な配布・服用を行うための<u>平時</u>の配備や緊急時の手順や体制を整備しておくものとする。</p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>12 避難受入れ活動体制の整備 (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、福岡県看護協会、福岡県社会福祉協議会、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・国際交流課、<u>交通政策課</u>、健康増進課、医療指導課、高齢者地域包括ケア推進課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課、教育庁高校教育課、義務教育課、特別支援教育課)) 原子力災害が発生し、広域的な避難等が必要となった場合、迅速かつ円滑に行うことが重要である。県及び糸島市は、住民などの安全確保を図るため、県の「原子力災害広域避難基本計画」(以下「基本計画」という。)や糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」(以下「個別計画」という。)の策定、指定避難所の整備など消防機関及びその他防災関係機関等と連携し、<u>平時</u>から住民などの避難体制の整備に努める。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 要配慮者などの避難誘導・移送体制などの整備 県は、糸島市に対し、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、周辺住民、自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備について助言する。 糸島市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、<u>平時</u>から消防団や民生委員・児童委員、周辺住民及び自主防災組織などの協力を得ながら、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。 また、県及び糸島市は、適切な避難誘導・安否確認を行うため、防災関係機関と連携し、要配慮者に関する情報の把握・共有に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 指定避難所などへの避難方法などの周知 県、国、糸島市及びその他市町村及び原子力事業者は、情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて県民などに提供すべき情報の項目について整理しておく。 県は、糸島市に対し、屋内退避の方法、指定避難所などへの避難方法(自家用車の利用、愛護動物との同行避難を含む)、<u>避難退域時検査及び安定ヨウ素剤配布並びに甲状腺被ばく線量モニタリング</u>などの場所について、日頃から住民などへの周知徹底</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>他市町村に対し、避難者を受入れる指定避難所、避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>糸島市は、屋内退避の方法、指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。</p> <p>その他市町村は、避難者を受入れる指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。</p> <p>13 行政機関、学校等の避難先 （学校等、糸島市、県（防災危機管理局、私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、<u>市町村支援課</u>、<u>教育庁総務企画課</u>、教職員課、施設課、義務教育課、体育スポーツ健康課）） （略）</p> <p>14 飲料水、飲食物の摂取制限などに関する体制の整備 （国、糸島市、その他市町村、農協・漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県（生活衛生課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、<u>水資源対策課</u>））</p> <p>15 緊急事態応急対策に従事する者への研修 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、県（防災危機管理局、医療指導課、<u>環境保全課</u>、各部主管課、関係各課）） （略）</p> <p>16 救助・救急及び防護資機材の整備 （国（原子力防災専門官、第七管区海上保安本部）、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、業務課）） （略） （1）（略） （2）緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備など ア（略） イ 情報交換 県、国、糸島市及び原子力事業者は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、<u>平常時</u>から、相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>17 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する防災体制の整備 （国、県警察、市町村、消防機関、原子力事業者等、県（防災危機管理局、<u>環境保全課</u>、関係各課）） （略）</p>	<p>に努めるよう助言するとともに、その他市町村に対し、避難者を受入れる指定避難所、避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努めるよう助言する。</p> <p>糸島市は、屋内退避の方法、指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。</p> <p>その他市町村は、避難者を受入れる指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。</p> <p>13 行政機関、学校等の避難先 （学校等、糸島市、県（防災危機管理局、私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、<u>市町村政策支援課</u>、<u>教育庁総務課</u>、教職員課、施設課、義務教育課、体育スポーツ健康課）） （略）</p> <p>14 飲料水、飲食物の摂取制限などに関する体制の整備 （国、糸島市、その他市町村、農協・漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県（生活衛生課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、<u>上下水道課上水道整備室</u>））</p> <p>15 緊急事態応急対策に従事する者への研修 （国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、県（防災危機管理局、医療指導課、<u>水・大気環境課</u>、各部主管課、関係各課）） （略）</p> <p>16 救助・救急及び防護資機材の整備 （国（原子力防災専門官、第七管区海上保安本部）、県警察、糸島市、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、業務課）） （略） （1）（略） （2）緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のための資機材の整備など ア（略） イ 情報交換 県、国、糸島市及び原子力事業者は、応急対策を行う緊急事態応急対策に従事する者の安全確保のため、<u>平時</u>から、相互に密接な情報交換を行う。</p> <p>17 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する防災体制の整備 （国、県警察、市町村、消防機関、原子力事業者等、県（防災危機管理局、<u>水・大気環境課</u>、関係各課）） （略）</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

■ 福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由																														
第3章 災害応急対策 第1節 (略) 第2節 活動体制の確立 1 即応体制の確立 (国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課)) (略) (1) 活動体制の確立 ア 県の活動体制 (ア) (略) (イ) 災害警戒本部 a～f (略) g 災害警戒本部の組織、配備体制及び分掌事務 災害警戒本部の組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。 [災害警戒本部の組織] (略) [災害警戒本部の配備体制、分掌事務]		第3章 災害応急対策 第1節 (略) 第2節 活動体制の確立 1 即応体制の確立 (国、他の都道府県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、各部主管課、関係各課)) (略) (1) 活動体制の確立 ア 県の活動体制 (ア) (略) (イ) 災害警戒本部 a～f (略) g 災害警戒本部の組織、配備体制及び分掌事務 災害警戒本部の組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。 [災害警戒本部の組織] (略) [災害警戒本部の配備体制、分掌事務]		組織改編に伴う修正																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>班(課)名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合司令部</td> <td>総括班 (防災危機管理局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関する事 ○ 国、原子力防災専門官、糸島市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害警戒体制の総合調整に関する事 ○ オフサイトセンターの設営に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事 ○ 総合司令部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td><u>広報班</u> (<u>県情報広報課</u>)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ○ 県民からの問合せに関する事 </td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td><u>行政経営企画班</u> (<u>行政経営企画課</u>)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">企画・地域振興部</td> <td><u>総合政策班</u> (<u>総合政策課</u>)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>企画・地域振興部</u>内の連絡調整に関する事 ○ <u>電力需給の状況把握に関する事</u> </td> </tr> <tr> <td>交通政策班 (交通政策課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況の把握に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	班(課)名	分掌事務		総合司令部	総括班 (防災危機管理局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関する事 ○ 国、原子力防災専門官、糸島市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害警戒体制の総合調整に関する事 ○ オフサイトセンターの設営に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事 ○ 総合司令部内の連絡調整に関する事 	<u>広報班</u> (<u>県情報広報課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ○ 県民からの問合せに関する事 	総務部	<u>行政経営企画班</u> (<u>行政経営企画課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部内の連絡調整に関する事 	企画・地域振興部	<u>総合政策班</u> (<u>総合政策課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>企画・地域振興部</u>内の連絡調整に関する事 ○ <u>電力需給の状況把握に関する事</u> 	交通政策班 (交通政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況の把握に関する事 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>班(課)名</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合司令部</td> <td>総括班 (防災危機管理局)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関する事 ○ 国、原子力防災専門官、糸島市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害警戒体制の総合調整に関する事 ○ オフサイトセンターの設営に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事 ○ 総合司令部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td><u>広報班</u> (<u>広報課</u>)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ○ 県民からの問合せに関する事 </td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td><u>行政マネジメント班</u> (<u>行政マネジメント課</u>)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部内の連絡調整に関する事 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村・地域振興部</td> <td><u>地域振興総務班</u> (<u>地域振興総務課</u>)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村・地域振興部</u>内の連絡調整に関する事 ○ <u>(削除)</u> </td> </tr> <tr> <td>交通政策班 (交通政策課)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況の把握に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	名称	班(課)名	分掌事務	総合司令部	総括班 (防災危機管理局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関する事 ○ 国、原子力防災専門官、糸島市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害警戒体制の総合調整に関する事 ○ オフサイトセンターの設営に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事 ○ 総合司令部内の連絡調整に関する事 	<u>広報班</u> (<u>広報課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ○ 県民からの問合せに関する事 	総務部	<u>行政マネジメント班</u> (<u>行政マネジメント課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部内の連絡調整に関する事 	市町村・地域振興部	<u>地域振興総務班</u> (<u>地域振興総務課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村・地域振興部</u>内の連絡調整に関する事 ○ <u>(削除)</u> 	交通政策班 (交通政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況の把握に関する事
名称	班(課)名	分掌事務																																
総合司令部	総括班 (防災危機管理局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関する事 ○ 国、原子力防災専門官、糸島市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害警戒体制の総合調整に関する事 ○ オフサイトセンターの設営に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事 ○ 総合司令部内の連絡調整に関する事 																																
	<u>広報班</u> (<u>県情報広報課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ○ 県民からの問合せに関する事 																																
総務部	<u>行政経営企画班</u> (<u>行政経営企画課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部内の連絡調整に関する事 																																
企画・地域振興部	<u>総合政策班</u> (<u>総合政策課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>企画・地域振興部</u>内の連絡調整に関する事 ○ <u>電力需給の状況把握に関する事</u> 																																
	交通政策班 (交通政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況の把握に関する事 																																
名称	班(課)名	分掌事務																																
総合司令部	総括班 (防災危機管理局)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県災害警戒本部の設置、運営に関する事 ○ 災害情報の収集及び状況の把握に関する事 ○ 国、原子力防災専門官、糸島市及びその他防災関係機関との連絡調整に関する事 ○ 災害警戒体制の総合調整に関する事 ○ オフサイトセンターの設営に関する事 ○ 原子力施設の状況把握に関する事 ○ 総合司令部内の連絡調整に関する事 																																
	<u>広報班</u> (<u>広報課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 報道機関との連絡及び相互協力に関する事 ○ 県民からの問合せに関する事 																																
総務部	<u>行政マネジメント班</u> (<u>行政マネジメント課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総務部内の連絡調整に関する事 																																
市町村・地域振興部	<u>地域振興総務班</u> (<u>地域振興総務課</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>市町村・地域振興部</u>内の連絡調整に関する事 ○ <u>(削除)</u> 																																
	交通政策班 (交通政策課)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況の把握に関する事 																																

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
人づくり・県民生活部	人材活躍・労働総務班 (人材活躍・労働総務課)	○ <u>人づくり・県民生活部</u> 内の連絡調整に関する こと	人材育成・活躍推進部	人材活躍・労働総務班 (人材活躍・労働総務課)	○ <u>人材育成・活躍推進部</u> 内の連絡調整に関する こと	
保健医療介護部	保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課)	○ 保健医療介護部内の連絡調整に関する こと	保健医療介護部	保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課)	○ 保健医療介護部内の連絡調整に関する こと	
	医療指導班 (医療指導課)	○ 医療関係機関との連絡調整に関する こと ○ 医療関係施設の状況把握に関する こと		医療指導班 (医療指導課)	○ 医療関係機関との連絡調整に関する こと ○ 医療関係施設の状況把握に関する こと	
	薬務班 (薬務課)	○ 安定ヨウ素剤配布の連絡調整に関する こと		薬務班 (薬務課)	○ 安定ヨウ素剤配布の連絡調整に関する こと	
福祉労働部	福祉総務班 (福祉総務課)	○ <u>福祉労働部</u> 内の連絡調整に関する こと ○ 社会福祉施設の状況把握に関する こと	福祉こども政策部	福祉総務班 (福祉総務課)	○ <u>福祉こども政策部</u> 内の連絡調整に関する こと ○ 社会福祉施設の状況把握に関する こと	
環境部	環境政策班 (環境政策課)	○ 環境部内の連絡調整に関する こと	環境部	環境政策班 (環境政策課)	○ 環境部内の連絡調整に関する こと	
	<u>環境保全班</u> (<u>環境保全課</u>)	○ 福岡県モニタリング本部の設置に関する こと		<u>水・大気環境班</u> (<u>水・大気環境課</u>)	○ 福岡県モニタリング本部の設置に関する こと	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		<u>脱炭素社会推進班</u> (<u>脱炭素社会推進課</u>)	○ <u>電力需給の状況把握に関する こと</u>	
商工部	商工政策班 (商工政策課)	○ 商工部内の連絡調整に関する こと	商工部	商工政策班 (商工政策課)	○ 商工部内の連絡調整に関する こと	
	観光政策班 (観光政策課)	○ 観光客数などの状況把握に関する こと		観光政策班 (観光政策課)	○ 観光客数などの状況把握に関する こと	
	観光振興班 (観光振興課)	○ 観光客数などの状況把握に関する こと		観光振興班 (観光振興課)	○ 観光客数などの状況把握に関する こと	
農林水産部	農林水産政策班 (農林水産政策課)	○ 農林水産部内の連絡調整に関する こと	農林水産部	農林水産政策班 (農林水産政策課)	○ 農林水産部内の連絡調整に関する こと	
	食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課)	○ 農林水産物の出荷状況などの把握に関する こと		食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課)	○ 農林水産物の出荷状況などの把握に関する こと	

■ 福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
県土整備部	県土整備総務班 （県土整備総務課）	○ 県土整備部内の連絡調整に関すること	県土整備部	県土整備総務班 （県土整備総務課）	○ 県土整備部内の連絡調整に関すること	
	道路維持班 （道路維持課）	○ 道路状況の把握に関すること		道路維持班 （道路維持課）	○ 道路状況の把握に関すること	
建築都市部	建築都市総務班 （建築都市総務課）	○ 建築都市部内の連絡調整に関すること	建築都市部	建築都市総務班 （建築都市総務課）	○ 建築都市部内の連絡調整に関すること	
教育部	総務企画班 （総務企画課）	○ 教育庁内の連絡調整に関すること ○ 学校等の状況把握に関すること	教育部	総務班 （総務課）	○ 教育庁内の連絡調整に関すること ○ 学校等の状況把握に関すること	
福岡県モニタリング本部	総括・連絡班、測定・採取班、広域測定班、地域連絡班、分析班 （環境保全課、保健環境研究所）	○ 国が設置する緊急時モニタリングセンターへの参画などに関すること ○ 福岡県モニタリング本部の運営に関すること ○ 緊急時モニタリングの実施に関すること ○ 緊急時モニタリング要員などの派遣要請に関すること	福岡県モニタリング本部	総括・連絡班、測定・採取班、広域測定班、地域連絡班、分析班 （水・大気環境課、保健環境研究所）	○ 国が設置する緊急時モニタリングセンターへの参画などに関すること ○ 福岡県モニタリング本部の運営に関すること ○ 緊急時モニタリングの実施に関すること ○ 緊急時モニタリング要員などの派遣要請に関すること	
(ウ) 災害対策本部 a～b (略) c 災害対策本部の組織、配備体制及び分掌事務 災害対策本部などの組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。			(ウ) 災害対策本部 a～b (略) c 災害対策本部の組織、配備体制及び分掌事務 災害対策本部などの組織、配備体制及び分掌事務は、次のとおりとする。			

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

	旧	新	改正理由
環境部	<ul style="list-style-type: none"> 環境政策班 (環境政策課) 環境保全班 (環境保全課) (新設) 循環型社会推進班 (循環型社会推進課) 廃棄物対策班 (廃棄物対策課) 監視指導班 (監視指導課) 自然環境班 (自然環境課) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境政策班 (環境政策課) 水・大気環境班 (水・大気環境課) 循環型社会推進班 (循環型社会推進課) 廃棄物対策班 (廃棄物対策課) 産業廃棄物監視指導班 (産業廃棄物監視指導課) 自然環境班 (自然環境課) 	
商工部	<ul style="list-style-type: none"> 商工政策班 (商工政策課) 中小企業振興班 (中小企業振興課) スタートアップ推進班 (スタートアップ推進課) 中小企業技術振興班 (中小企業技術振興課) 先端技術産業振興班 (先端技術産業振興課) 自動車・水素産業振興班 (自動車・水素産業振興課) 工業保安班 (工業保安課) 企業立地班 (企業立地課) (新設) (新設) 観光政策班 (観光政策課) 観光振興班 (観光振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> 商工政策班 (商工政策課) (廃止) スタートアップ推進班 (スタートアップ推進課) (廃止) 先端技術産業振興班 (先端技術産業振興課) 自動車・水素産業振興班 (自動車・水素産業振興課) (廃止) 企業立地班 (企業立地課) 中小企業経営支援班 (中小企業経営支援課) 中小企業技術振興班 (中小企業技術振興課) 観光政策班 (観光政策課) 観光振興班 (観光振興課) 	
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産政策班 (農林水産政策課) 農山漁村振興班 (農山漁村振興課) 食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課) 団体指導班 (団体指導課) 輸出促進班 (輸出促進課) 福岡の食販売促進課 (福岡の食販売促進課) 園芸振興班 (園芸振興課) 水田農業振興班 (水田農業振興課) 経営技術支援班 (経営技術支援課) 畜産班 (畜産課) 農村森林整備班 (農村森林整備課) 林業振興班 (林業振興課) 漁業管理班 (水産局漁業管理課) 水産振興班 (水産局水産振興課) 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産政策班 (農林水産政策課) 農山漁村振興班 (農山漁村振興課) 食の安全・地産地消班 (食の安全・地産地消課) 団体指導班 (団体指導課) 輸出促進班 (輸出促進課) 福岡の食販売促進課 (福岡の食販売促進課) 園芸振興班 (園芸振興課) 水田農業振興班 (水田農業振興課) 経営技術支援班 (経営技術支援課) 畜産班 (畜産課) 農村森林整備班 (農村森林整備課) 林業振興班 (林業振興課) 漁業管理班 (水産局漁業管理課) 水産振興班 (水産局水産振興課) 	
県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> 県土整備総務班 (県土整備総務課) 県土整備企画班 (県土整備企画課) 用地班 (用地課) 道路維持班 (道路維持課) 道路建設班 (道路建設課) 河川管理班 (河川管理課) 河川整備班 (河川整備課) 港湾班 (港湾課) 砂防班 (砂防課) 水資源対策班 (水資源対策課) 	<ul style="list-style-type: none"> 県土整備総務班 (県土整備総務課) 県土整備企画班 (県土整備企画課) 用地班 (用地課) 道路維持班 (道路維持課) 道路建設班 (道路建設課) 河川管理班 (河川管理課) 河川整備班 (河川整備課) 港湾班 (港湾課) 砂防班 (砂防課) 水資源対策班 (水資源対策課) 	
建築都市部	<ul style="list-style-type: none"> 建築都市総務班 (建築都市総務課) 都市計画班 (都市計画課) 開発・盛土指導班 (開発・盛土指導課) 建築指導班 (建築指導課) 公園街路班 (公園街路課) 下水道班 (下水道課) 住宅計画班 (住宅計画課) 県営住宅班 (県営住宅課) 営繕設備班 (営繕設備課) 	<ul style="list-style-type: none"> 建築都市総務班 (建築都市総務課) 都市計画班 (都市計画課) 開発・盛土指導班 (開発・盛土指導課) 建築指導班 (建築指導課) 公園街路班 (公園街路課) 上下水道班 (上下水道課) 住宅計画班 (住宅計画課) 県営住宅班 (県営住宅課) 営繕設備班 (営繕設備課) 	
会計管理部	<ul style="list-style-type: none"> 会計班 (会計課) 	<ul style="list-style-type: none"> 会計班 (会計課) 	
企業部	<ul style="list-style-type: none"> 管理班 (管理課) 	<ul style="list-style-type: none"> 管理班 (管理課) 	
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 総務企画班 (総務企画課) (新設) 財務班 (財務課) 教職員班 (教職員課) 施設班 (施設課) 文化財保護班 (文化財保護課) 高校教育班 (高校教育課) 義務教育班 (義務教育課) 特別支援教育班 (特別支援教育課) 人権・同和教育班 (人権・同和教育課) 体育スポーツ健康班 (体育スポーツ健康課) 社会教育班 (社会教育課) 	<ul style="list-style-type: none"> 総務班 (総務課) 教育イノベーション推進班 (教育イノベーション推進課) 財務班 (財務課) 教職員班 (教職員課) 施設班 (施設課) 文化財保護班 (文化財保護課) 高校教育班 (高校教育課) 義務教育班 (義務教育課) 特別支援教育班 (特別支援教育課) 人権・同和教育班 (人権・同和教育課) 体育スポーツ健康班 (体育スポーツ健康課) 社会教育班 (社会教育課) 	
福岡県 モニタリング本部	<ul style="list-style-type: none"> 総括・連絡班、測定・採取班、広域測定班、地域連絡班、分析班 (環境保全課、保健環境研究所) 	<ul style="list-style-type: none"> 総括・連絡班、測定・採取班、広域測定班、地域連絡班、分析班 (水・大気環境課、保健環境研究所) 	

(注) 公安部については、公安部長が別に定める。

(注) 公安部については、公安部長が別に定める。

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由																														
<p style="text-align: center;">[糸島現地災害対策本部の組織]</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;">糸島現地災害対策本部長（防災企画課長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">総括班</td> <td style="text-align: center;">（防災危機管理局、県民情報広報課）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健医療介護班</td> <td style="text-align: center;">（健康増進課、生活衛生課、医療指導課、業務課、介護保険課、糸島保健福祉事務所）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉労働班</td> <td style="text-align: center;">（福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商工班</td> <td style="text-align: center;">（商工政策課）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産班</td> <td style="text-align: center;">（農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県土整備班</td> <td style="text-align: center;">（県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育班</td> <td style="text-align: center;">（総務企画課、福岡教育事務所）</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">（注） 公安部については、公安部長が別に定める。</p>	総括班	（防災危機管理局、 県民情報広報課 ）	保健医療介護班	（健康増進課、生活衛生課、医療指導課、業務課、介護保険課、糸島保健福祉事務所）	福祉労働班	（福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課）	商工班	（商工政策課）	農林水産班	（農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター）	県土整備班	（県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所）	教育班	（ 総務企画課 、福岡教育事務所）	<p style="text-align: center;">[糸島現地災害対策本部の組織]</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright; padding-right: 10px;">糸島現地災害対策本部長（防災企画課長）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">総括班</td> <td style="text-align: center;">（防災危機管理局、広報課）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保健医療介護班</td> <td style="text-align: center;">（健康増進課、生活衛生課、医療指導課、業務課、介護保険課、糸島保健福祉事務所）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">福祉こども政策班</td> <td style="text-align: center;">（福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商工班</td> <td style="text-align: center;">（商工政策課）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">農林水産班</td> <td style="text-align: center;">（農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県土整備班</td> <td style="text-align: center;">（県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育班</td> <td style="text-align: center;">（総務課、福岡教育事務所）</td> </tr> </table> </div> </div> <p style="margin-top: 10px;">（注） 公安部については、公安部長が別に定める。</p>	総括班	（防災危機管理局、 広報課 ）	保健医療介護班	（健康増進課、生活衛生課、医療指導課、業務課、介護保険課、糸島保健福祉事務所）	福祉こども政策班	（福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課）	商工班	（商工政策課）	農林水産班	（農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター）	県土整備班	（県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所）	教育班	（ 総務課 、福岡教育事務所）	<p>組織改編に伴う修正</p>		
総括班	（防災危機管理局、 県民情報広報課 ）																															
保健医療介護班	（健康増進課、生活衛生課、医療指導課、業務課、介護保険課、糸島保健福祉事務所）																															
福祉労働班	（福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課）																															
商工班	（商工政策課）																															
農林水産班	（農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター）																															
県土整備班	（県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所）																															
教育班	（ 総務企画課 、福岡教育事務所）																															
総括班	（防災危機管理局、 広報課 ）																															
保健医療介護班	（健康増進課、生活衛生課、医療指導課、業務課、介護保険課、糸島保健福祉事務所）																															
福祉こども政策班	（福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課）																															
商工班	（商工政策課）																															
農林水産班	（農林水産政策課、食の安全・地産地消課、福岡農林事務所、福岡普及指導センター、水産海洋技術センター）																															
県土整備班	（県土整備総務課、水資源対策課、福岡県土整備事務所前原支所）																															
教育班	（ 総務課 、福岡教育事務所）																															
<p style="text-align: center;">[災害対策本部の配備体制、分掌事務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">班（課）名</th> <th style="width: 75%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総合司令部</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総 括 班 （防災危機管理局）</td> <td>1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>2 合同対策協議会に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 各部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関する事（広域避難の調整含む）</td> </tr> <tr> <td>5 原子力施設の状況把握に関する事（原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む）</td> </tr> <tr> <td>6 災害状況の把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 市町村との連絡・調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>9 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	班（課）名	分 掌 事 務	総合司令部	総 括 班 （防災危機管理局）	1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事	2 合同対策協議会に関する事	3 各部との連絡調整に関する事	4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関する事（広域避難の調整含む）	5 原子力施設の状況把握に関する事（原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む）	6 災害状況の把握に関する事	7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関する事	8 市町村との連絡・調整に関する事	9 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事	10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力	<p style="text-align: center;">[災害対策本部の配備体制、分掌事務]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">班（課）名</th> <th style="width: 75%;">分 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総合司令部</td> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">総 括 班 （防災危機管理局）</td> <td>1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事</td> </tr> <tr> <td>2 合同対策協議会に関する事</td> </tr> <tr> <td>3 各部との連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関する事（広域避難の調整含む）</td> </tr> <tr> <td>5 原子力施設の状況把握に関する事（原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む）</td> </tr> <tr> <td>6 災害状況の把握に関する事</td> </tr> <tr> <td>7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>8 市町村との連絡・調整に関する事</td> </tr> <tr> <td>9 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事</td> </tr> <tr> <td>10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	班（課）名	分 掌 事 務	総合司令部	総 括 班 （防災危機管理局）	1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事	2 合同対策協議会に関する事	3 各部との連絡調整に関する事	4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関する事（広域避難の調整含む）	5 原子力施設の状況把握に関する事（原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む）	6 災害状況の把握に関する事	7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関する事	8 市町村との連絡・調整に関する事	9 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事	10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力	<p>組織改編に伴う修正</p>
名 称	班（課）名	分 掌 事 務																														
総合司令部	総 括 班 （防災危機管理局）	1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事																														
		2 合同対策協議会に関する事																														
		3 各部との連絡調整に関する事																														
		4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関する事（広域避難の調整含む）																														
		5 原子力施設の状況把握に関する事（原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む）																														
		6 災害状況の把握に関する事																														
		7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関する事																														
		8 市町村との連絡・調整に関する事																														
		9 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事																														
		10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力																														
名 称	班（課）名	分 掌 事 務																														
総合司令部	総 括 班 （防災危機管理局）	1 県災害対策本部、糸島現地災害対策本部の設置・運営・廃止、オフサイトセンターへの職員の派遣に関する事																														
		2 合同対策協議会に関する事																														
		3 各部との連絡調整に関する事																														
		4 防災会議、国、他都道府県、その他関係機関との連絡調整に関する事（広域避難の調整含む）																														
		5 原子力施設の状況把握に関する事（原子力事業者の防災管理者との連絡調整を含む）																														
		6 災害状況の把握に関する事																														
		7 国に対する報告及び専門家などの派遣要請並びに連絡調整に関する事																														
		8 市町村との連絡・調整に関する事																														
		9 災害応急対策の総合調整及び推進に関する事																														
		10 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力																														

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新	改正理由
総合司令部	要請に関すること 11 防護対策及び対象地域の検討に関する こと 12 避難の総合的な進行管理に関すること （他県からの避難者受入れに関するこ とを含む） 13 退避の指示、警戒区域の設定に関する こと 14 政府、国会、その他関係機関に対する要 望書、陳情書などの作成に関すること 15 政府、国会、その他関係機関などの災害 地調査の企画調整に関すること 16 災害時における通信の確保に関すること 17 気象情報の収集、伝達に関すること 18 被害情報の収集及び連絡に関すること 19 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、 災害時緊急派遣チーム、災害情報センタ ー、災害ボランティア班及び臨時の班の 指導に関すること 20 災害資料の作成及び災害記録に関する こと 21 市町村、消防機関の動員などについて の指示に関すること 22 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の派 遣要請に関すること 23 災害時における危険物の取扱に関する こと 24 福岡県防災・行政情報通信ネットワー クの運用管理に関すること 25 他部の所管に属さないこと	要請に関すること 11 防護対策及び対象地域の検討に関する こと 12 避難の総合的な進行管理に関すること （他県からの避難者受入れに関するこ とを含む） 13 退避の指示、警戒区域の設定に関する こと 14 政府、国会、その他関係機関に対する要 望書、陳情書などの作成に関すること 15 政府、国会、その他関係機関などの災害 地調査の企画調整に関すること 16 災害時における通信の確保に関すること 17 気象情報の収集、伝達に関すること 18 被害情報の収集及び連絡に関すること 19 緊急初動班、災害対策現地情報連絡班、 災害時緊急派遣チーム、災害情報センタ ー、災害ボランティア班及び臨時の班の 指導に関すること 20 災害資料の作成及び災害記録に関する こと 21 市町村、消防機関の動員などについて の指示に関すること 22 緊急消防援助隊、警察災害派遣隊の派 遣要請に関すること 23 災害時における危険物の取扱に関する こと 24 福岡県防災・行政情報通信ネットワー クの運用管理に関すること 25 他部の所管に属さないこと	
	広報班 （県民情報広 報課）	1 県災害対策本部の広報に関すること 2 報道機関を通じた県民への情報提供に 関すること 3 県ホームページによる災害情報の提供 に関すること 4 誤情報の拡散への対処に関すること 5 報道機関との連絡及び相互協力に関す ること 6 災害の記録に関すること 7 県民からの要望の処理に関すること	広報班 （広報課）

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧			新	改正理由
総合司令部	緊急初動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部又は警戒本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関すること 2 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関すること 3 その他本部長が特に命ずる事務に関すること 	緊急初動班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部又は警戒本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に関すること 2 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に関すること 3 その他本部長が特に命ずる事務に関すること 		
	災害対策現地情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部設置後における災害情報の収集等に関すること 2 その他本部長が特に命ずる事務に関すること 	災害対策現地情報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部設置後における災害情報の収集等に関すること 2 その他本部長が特に命ずる事務に関すること 		
	災害時緊急派遣チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部設置後における災害応急対策の支援等に関すること 2 その他本部長が特に命ずる事務に関すること 	災害時緊急派遣チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部設置後における災害応急対策の支援等に関すること 2 その他本部長が特に命ずる事務に関すること 		
	災害情報センター (防災危機管理局、 <u>県民情報広報課</u> 、関係各課、保健福祉環境事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する各種情報の提供に関すること 	災害情報センター (防災危機管理局、 <u>広報課</u> 、関係各課、保健福祉環境事務所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県民に対する各種情報の提供に関すること 		
	災害ボランティア班 (防災危機管理局、 <u>社会活動推進課</u> 、福祉総務課、関係各課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること 2 災害ボランティア活動を行う団体などとの連絡調整に関すること 	災害ボランティア班 (防災危機管理局、 <u>地域振興総務課共助社会づくり推進室</u> 、福祉総務課、関係各課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害ボランティアに関する情報の収集及び伝達に関すること 2 災害ボランティア活動を行う団体などとの連絡調整に関すること 		
被災者支援チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の生活再建支援及び事業継続支援、被災自治体の行政運営支援に関すること 	被災者支援チーム	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の生活再建支援及び事業継続支援、被災自治体の行政運営支援に関すること 			
総務部	<u>秘書班</u> (<u>秘書室</u>)	<u>1 本部長及び副本部長の秘書に関すること</u>	<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>		
	<u>行政経営企画班</u> (<u>行政経営企画課</u>)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 <u>災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること</u> 	<u>行政マネジメント班</u> (<u>行政マネジメント課</u>)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 		

■ 福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
総務部	(新設)	(新設)	法務・県民情報班 (法務・県民情報課)	1 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること
	人事班 (人事課)	1 職員の動員に関すること 2 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱いなどに関すること	人事班 (人事課)	1 職員の動員に関すること 2 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱いなどに関すること
	財政班 (財政課)	1 災害の応急費、災害対策本部などの予算措置に関すること 2 県議会との連絡に関すること	財政班 (財政課)	1 災害の応急費、災害対策本部などの予算措置に関すること 2 県議会との連絡に関すること
	税務班 (税務課)	1 災害による県税の徴収猶予、減免等に関すること	税務班 (税務課)	1 災害による県税の徴収猶予、減免等に関すること
	財産活用班 (財産活用課)	1 本部の設営に関すること 2 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関すること 3 庁用自動車の配車に関すること 4 公用財産の応急貸与に関すること 5 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること 6 災害応急対策用諸物資などの購入に関すること	財産活用班 (財産活用課)	1 本部の設営に関すること 2 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関すること 3 庁用自動車の配車に関すること 4 公用財産の応急貸与に関すること 5 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること 6 災害応急対策用諸物資などの購入に関すること
	総務事務厚生班 (総務事務厚生課)	1 職員の健康管理に関すること 2 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること 3 災害従事職員の公務災害に関すること 4 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること	総務事務厚生班 (総務事務厚生課)	1 職員の健康管理に関すること 2 罹災職員に対する諸給付金と貸付に関すること 3 災害従事職員の公務災害に関すること 4 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること
	(新設)	(新設)	統計班 (統計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること
(新設)	(新設)	秘書・政策班 (秘書・政策室)	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること	
(新設)	(新設)	企画総務班 (企画総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること	
		政策企画部		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
	(新設)	(新設)		
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)	(新設)	
	(新設)	(新設)		
企画・地域振興部	総合政策班 (総合政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 災害時における本部長の特命事項に関すること 3 電力需給の状況把握に関すること		
	情報政策班 (情報政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 本庁・現地機関などの電子計算機及び情報ネットワークに関すること 3 部内各班の応援に関すること		
	調査統計班 (調査統計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
	交通政策班 (交通政策課)	1 災害時における交通機関の調整に関すること 2 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関すること 3 部内各班の応援に関すること		
	市町村振興局	政策支援班 (政策支援課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
		デジタル戦略推進班 (デジタル戦略推進室)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 本庁・現地機関などの電子計算機及び情報ネットワークに関すること 3 部内各班の応援に関すること	
		国際局	国際政策班 (国際政策課) 国際交流班 (国際交流課)	1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること 1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること
		東京連絡班 (東京事務所)	1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関すること	
		地域振興総務班 (地域振興総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること (削除) (削除) 2 ボランティア(情報の収集・発信等)に関すること	
		(廃止)	(廃止)	
		(廃止)	(廃止)	
		(廃止)	(廃止)	
		(局制廃止)	市町村政策支援班 (市町村政策支援課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由		
<p>企画・ 地域振 興部</p>	市町村振興局	行財政支援班 (行財政支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関する事 2 市町村との連絡・調整に関する事(行政機能の移転、支援に関する事)	(局制廃止)	市町村行財政支援班 (市町村行財政支援課)	1 罹災市町村の行財政の助言などに関する事 2 市町村との連絡・調整に関する事(行政機能の移転、支援に関する事)		
	(新設)	(新設)		生活安全班 (生活安全課)	1 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関する事 2 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)回避のための調整に関する事 3 復旧・復興事業からの暴力団排除に関する事			
	空港対策局	空港政策班 (空港政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事	市町村・地域 振興部	空港政策班 (空港政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事		
		空港事業班 (空港事業課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事		空港事業班 (空港事業課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事		
	(新設)	(新設)	(新設)	空港・交通政策局	交通政策班 (交通政策課)	1 災害時における交通機関の調整に関する事 2 災害時における公共交通機関の運行状況の把握及び情報提供に関する事 3 部内各班の応援に関する事		
(新設)		(新設)	文化局	文化政策班 (文化政策課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事			
	(新設)	(新設)		九博・世界遺産・文化施設班 (九博・世界遺産・文化施設課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事 2 部内各班の応援に関する事			

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧		新		改正理由
企画・地域振興部	国際局	国際政策班 (国際政策課)	1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること	(廃止)	(廃止)	
		国際交流班 (国際交流課)	1 外国人の被害調査及び支援に関すること 2 部内各班の応援に関すること	(廃止)	(廃止)	
	東京連絡班 (東京事務所)	1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関すること	(廃止)	(廃止)		
人づくり・県民生活部	社会活動推進班 (社会活動推進課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 ポランティア(情報の収集・発信等)に関すること		1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること (削除) 2 労働者の確保・被災者の職業あっせんに係る福岡労働局との連絡調整に関すること 3 その他労働対策に関すること		
	文化振興班 (文化振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		(廃止)	(廃止)	
	男女共同参画推進班 (男女共同参画推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		男女共同参画推進班 (男女共同参画推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	(追加)	(追加)		女性活躍推進班 (女性活躍推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	生活安全班 (生活安全課)	1 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること 2 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)回避のための調整に関すること 3 復旧・復興事業からの暴力団排除に関すること		(廃止)	(廃止)	
			市町村・地域振興部	(廃止)	(廃止)	
			人材育成・活躍推進部	(廃止)	(廃止)	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧				新				改正理由
人づくり・県民生活部	(新設)	(新設)	(新設)	労働政策局	就業支援班 (就業支援課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
		(新設)	(新設)		職業能力開発班 (職業能力開発課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
	私学振興・青少年育成局	青少年政策班 (青少年政策課)	1 公立大学法人の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること	私学振興・青少年育成局	青少年政策班 (青少年政策課)	1 公立大学法人の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること		
		私学振興班 (私学振興課)	1 私立学校の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること 2 私立学校の応急教育に係る指導に関すること		私学振興班 (私学振興課)	1 私立学校の被害のとりまとめ及び災害対策に関すること 2 私立学校の応急教育に係る指導に関すること		
		青少年育成班 (青少年育成課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		青少年育成班 (青少年育成課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
	スポーツ局	スポーツ企画班 (スポーツ企画課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	スポーツ局	スポーツ企画班 (スポーツ企画課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
		スポーツ振興班 (スポーツ振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		スポーツ振興班 (スポーツ振興課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		
	保健医療介護部	保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課)	1 保健医療福祉調整本部の設置に関すること 2 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 3 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること	保健医療介護部	保健医療介護総務班 (保健医療介護総務課)	1 保健医療福祉調整本部の設置に関すること 2 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 3 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること		
		(追加)	(追加)		ワンヘルス総合推進班 (ワンヘルス総合推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧	新	改正理由
保健 医療 介護部	健康増進班 (健康増進課)	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の健康管理に関すること 命令入所者の応援救護及び援助に関すること 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること 被ばくに係る長期の健康調査に関すること 被災地の精神科医療及び被災者などの心のケアに関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 被災者の健康管理に関すること 命令入所者の応援救護及び援助に関すること 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること 被ばくに係る長期の健康調査に関すること 被災地の精神科医療及び被災者などの心のケアに関すること 	
	がん感染症疾病対策班 (がん感染症疾病対策課)	<ol style="list-style-type: none"> 本部長が命じた災害対策事務に関すること 部内各班の応援に関すること 災害時の防疫に関すること 防疫資材の準備に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 本部長が命じた災害対策事務に関すること 部内各班の応援に関すること 災害時の防疫に関すること 防疫資材の準備に関すること 	
	生活衛生班 (生活衛生課)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における食品衛生に関すること 応急措置を実施する旅館の衛生指導に関すること 愛護動物の救護に関すること 広域的な火葬の実施に係る調整に関すること 飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関すること 緊急時モニタリングへの協力に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における食品衛生に関すること 応急措置を実施する旅館の衛生指導に関すること 愛護動物の救護に関すること 広域的な火葬の実施に係る調整に関すること 飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関すること 緊急時モニタリングへの協力に関すること 	
	医療指導班 (医療指導課)	<ol style="list-style-type: none"> 被災者などの避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送などに関すること 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること 被災者などの救護に関すること 医療関係機関、団体などとの連絡に関すること 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 被災者などの避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送などに関すること 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること 被災者などの救護に関すること 医療関係機関、団体などとの連絡に関すること 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 患者搬送に係る広域搬送体制の確保に関すること 	
	薬務班 (薬務課)	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること 	<ol style="list-style-type: none"> 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布に関すること 	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧	新		改正理由	
保健 医療 介護部	医療保険班 (医療保険課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する こと 2 部内各班の応援に関すること	医療保険班 (医療保険課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する こと 2 部内各班の応援に関すること		
	高齢者地域包 括ケア推進班 (高齢者地域包 括ケア推進課)	1 災害救助活動の応援に関すること 2 被災高齢者に対する福祉サービスの提 供についての市町村との連絡調整に関す ること	高齢者地域包 括ケア推進班 (高齢者地域包 括ケア推進課)	1 災害救助活動の応援に関すること 2 被災高齢者に対する福祉サービスの提 供についての市町村との連絡調整に関す ること		
	介護保険班 (介護保険課)	1 居宅介護サービス事業所の被害調査に 関すること 2 被災高齢者に対する介護サービスの提 供についての市町村との連絡調整に関す ること 3 老人福祉施設及び介護老人保健施設の 被害調査及び災害応急復旧に関すること	介護保険班 (介護保険課)	1 居宅介護サービス事業所の被害調査に 関すること 2 被災高齢者に対する介護サービスの提 供についての市町村との連絡調整に関す ること 3 老人福祉施設及び介護老人保健施設の 被害調査及び災害応急復旧に関すること		
福祉労 働部	福祉総務班 (福祉総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関すること 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施 に関すること 3 災害救助法の適用に関すること 4 災害救助の市町村指導に関すること 5 被災者生活再建支援法の適用に関する こと 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付に関すること 7 福岡県災害見舞金などの交付に関する こと 8 その他災害救助法に関すること 9 公用令書の発行に関すること 10 義援金品の出納及び保管に関すること 11 社会福祉施設の被害調査及び災害対策 に関すること 12 被災地及び避難者に必要な救助用食糧 及び物資、器材の要求量調査に関するこ と 13 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、 保管並びに出納に関すること 14 福祉避難所の確保に関すること 15 その他の被災者支援に関すること	福祉こ ども政 策部	福祉総務班 (福祉総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関すること 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施 に関すること 3 災害救助法の適用に関すること 4 災害救助の市町村指導に関すること 5 被災者生活再建支援法の適用に関する こと 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給 並びに災害援護資金の貸付に関すること 7 福岡県災害見舞金などの交付に関する こと 8 その他災害救助法に関すること 9 公用令書の発行に関すること 10 義援金品の出納及び保管に関すること 11 社会福祉施設の被害調査及び災害対策 に関すること 12 被災地及び避難者に必要な救助用食糧 及び物資、器材の要求量調査に関するこ と 13 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、 保管並びに出納に関すること 14 福祉避難所の確保に関すること 15 その他の被災者支援に関すること	
	こども未来班 (こども未来 課)	1 被災母子(父子)世帯の援護に関するこ と	こども未来班 (こども未来 課)	1 被災母子(父子)世帯の援護に関するこ と		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由					
福祉労働部	子育て支援班 （子育て支援課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）、届出保育施設の被害調査及び災害対策に関すること	子育て支援班 （子育て支援課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園）、届出保育施設の被害調査及び災害対策に関すること					
	こども福祉班 （こども福祉課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園以外）の被害調査及び災害対策に関すること 2 被災児童に対する福祉サービスの提供に関すること	こども福祉班 （こども福祉課）	1 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園以外）の被害調査及び災害対策に関すること 2 被災児童に対する福祉サービスの提供に関すること					
	障がい福祉班 （障がい福祉課）	1 災害救助活動の応援に関すること 2 障がい福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること 3 被災された障がいのある方に対する福祉サービスの提供についての市町村との連絡調整に関すること	障がい福祉班 （障がい福祉課）	1 災害救助活動の応援に関すること 2 障がい福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること 3 被災された障がいのある方に対する福祉サービスの提供についての市町村との連絡調整に関すること					
	保護・援護班 （保護・援護課）	1 罹災者の生活保護に関すること。 2 罹災者に対する生活福祉資金の貸付けなどに関すること	保護・援護班 （保護・援護課）	1 罹災者の生活保護に関すること。 2 罹災者に対する生活福祉資金の貸付けなどに関すること					
	労働局	労働政策班 （労働政策課）	1 労働者の確保・被災者の職業あっせんに係る福岡労働局との連絡調整に関すること 2 その他労働対策に関すること	（廃止）		（廃止）			
			就業支援班 （就業支援課）				1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	（廃止）	（廃止）
			職業能力開発班 （職業能力開発課）				1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	（廃止）	（廃止）
	人権・同和対策局	調整班 （調整課）	1 災害救助活動の応援に関すること 2 情報が十分伝わらないこと（いわゆる風評）による人権侵害の防止に関すること	人権・同和対策局 調整班 （調整課）		1 災害救助活動の応援に関すること 2 情報が十分伝わらないこと（いわゆる風評）による人権侵害の防止に関すること			
	環境部	環境政策班 （環境政策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 各々が実施する除染対策の連絡調整に	環境政策班 （環境政策課）		1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 各々が実施する除染対策の連絡調整に			
	福祉こども政策部	（廃止）	（廃止）	（廃止）		（廃止）			

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
環境部		関すること		
	環境保全班 (環境保全課)	1 福岡県モニタリング本部の設置に関する こと 2 各部が実施する除染対策のとりまとめ に関する こと 3 災害時における公害対策に関する こと	水・大気環境 班 (水・大気環 境課)	1 福岡県モニタリング本部の設置に関する こと 2 各部が実施する除染対策のとりまとめ に関する こと 3 災害時における公害対策に関する こと
	(新設)	(新設)	脱炭素社会推 進班 (脱炭素社会 推進課)	1 電力需給の状況把握に関する こと
	循環型社会推 進班 (循環型社会 推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する こと 2 部内各班の応援に関する こと	循環型社会推 進班 (循環型社会 推進課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関する こと 2 部内各班の応援に関する こと
	廃棄物対策班 (廃棄物対策 課)	1 災害地の環境衛生の整備に関する こと 2 災害時の廃棄物処理の指導に関する こと 3 放射性物質の付着した廃棄物の処分に 関する こと	廃棄物対策班 (廃棄物対策 課)	1 災害地の環境衛生の整備に関する こと 2 災害時の廃棄物処理の指導に関する こと 3 放射性物質の付着した廃棄物の処分に 関する こと
	監視指導班 (監視指導課)	1 緊急時モニタリングへの協力に関する こと 2 放射性物質の付着した廃棄物の処分に 関する こと	産業廃棄物監 視指導班 (産業廃棄物 監視指導課)	1 緊急時モニタリングへの協力に関する こと 2 放射性物質の付着した廃棄物の処分に 関する こと
	自然環境班 (自然環境課)	1 生態系の保全に関する こと 2 緊急時モニタリングへの協力に関する こと 3 災害地の自然公園施設に関する こと	自然環境班 (自然環境課)	1 生態系の保全に関する こと 2 緊急時モニタリングへの協力に関する こと 3 災害地の自然公園施設に関する こと
商工部	商工政策班 (商工政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関する こと(商工関係 団体との連絡調整に関する とりまとめを 含む) 2 応急措置用被服、寝具その他生活必需 品の確保及び斡旋に関する こと 3 応急措置を実施するための救助用物資 などの保管命令又は取用命令に関する こと	商工政策班 (商工政策課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急 対策の連絡調整に関する こと(商工関係 団体との連絡調整に関する とりまとめを 含む) 2 応急措置用被服、寝具その他生活必需 品の確保及び斡旋に関する こと 3 応急措置を実施するための救助用物資 などの保管命令又は取用命令に関する こと

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由	
商工部	中小企業振興班 (中小企業振興課)	<u>1 商店街関係の被害調査及び災害対策に関すること</u> <u>2 商工業製品などの情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること</u> <u>3 東京事務所及び関西・中京事務所を通じた関東及び関西地方における災害用物資などの斡旋に関すること</u> <u>4 罹災に伴う中小企業者の金融に関すること</u> <u>5 罹災中小企業者の経営指導に関すること</u>	<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>	
	スタートアップ推進班 (スタートアップ推進課)	1 貿易関係の災害応急対策に関すること	スタートアップ推進班 (スタートアップ推進課)	1 貿易関係の災害応急対策に関すること	
	中小企業技術振興班 (中小企業技術振興課)	1 <u>罹災中小企業者の復旧の技術指導に関すること</u>	<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>	
	先端技術産業振興班 (先端技術産業振興課)	1 新産業プロジェクト関係の災害応急対策に関すること	先端技術産業振興班 (先端技術産業振興課)	1 新産業プロジェクト関係の災害応急対策に関すること	
	自動車・水素産業振興班 (自動車・水素産業振興課)	1 自動車産業及び水素産業関係の災害応急対策に関すること	自動車・水素産業振興班 (自動車・水素産業振興課)	1 自動車産業及び水素産業関係の災害応急対策に関すること	
	<u>工業保安班</u> (<u>工業保安課</u>)	1 <u>採石場の被害調査及び災害対策に関すること</u>	<u>(廃止)</u>	<u>(廃止)</u>	
	企業立地班 (企業立地課)	1 誘致企業の災害応急対策に関すること 2 部内各班の応援に関すること	企業立地班 (企業立地課)	1 誘致企業の災害応急対策に関すること 2 部内各班の応援に関すること	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧				新				改正理由		
商工部	(新設)	(新設)	(新設)	商工部	中小企業振興局	中小企業経営支援班 (中小企業経営支援課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 商店街関係の被害調査及び災害対策に関すること 2 商工業製品などの情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 3 東京事務所及び関西・中京事務所を通じた関東及び関西地方における災害用物資などの斡旋に関すること 4 罹災に伴う中小企業者の金融に関すること 5 罹災中小企業者の経営指導に関すること 			
		(新設)	(新設)			中小企業技術振興班 (中小企業技術振興課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 罹災中小企業者の復旧の技術指導に関すること 			
	観光局	観光政策班 (観光政策課)	<ul style="list-style-type: none"> 1 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 観光客数の把握及び支援に関すること 3 観光施設における情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 		<ul style="list-style-type: none"> 1 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 観光客数の把握及び支援に関すること 3 観光施設における情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 	観光局	観光政策班 (観光政策課)		<ul style="list-style-type: none"> 1 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 観光客数の把握及び支援に関すること 3 観光施設における情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 	
										観光振興班 (観光振興課)
		観光振興班 (観光振興課)					<ul style="list-style-type: none"> 1 観光関係施設の被害調査及び災害対策に関すること 2 観光客数の把握及び支援に関すること 3 観光施設における情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 			
										観光振興班 (観光振興課)

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由	
農林水産部	農林水産政策班 （農林水産政策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 緊急時モニタリングへの協力に関すること	農林水産政策班 （農林水産政策課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること 2 緊急時モニタリングへの協力に関すること	
	農山漁村振興班 （農山漁村振興課）	1 緊急時モニタリングへの協力に関すること	農山漁村振興班 （農山漁村振興課）	1 緊急時モニタリングへの協力に関すること	
	食の安全・地産地消班 （食の安全・地産地消課）	1 農林水産物などの被災地の実態把握に関すること 2 農林水産物の出荷制限などに関すること 3 農林水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること 5 農地の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること	食の安全・地産地消班 （食の安全・地産地消課）	1 農林水産物などの被災地の実態把握に関すること 2 農林水産物の出荷制限などに関すること 3 農林水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 4 緊急時モニタリングへの協力に関すること 5 農地の放射性物質による汚染対策（除染）に関すること	
	団体指導班 （団体指導課）	1 農業金融に関すること 2 農林関係団体との連絡調整に関すること 3 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及び斡旋に関すること 4 農業共済金の早期支払に関すること 5 農業協同組合の被害対策に関すること	団体指導班 （団体指導課）	1 農業金融に関すること 2 農林関係団体との連絡調整に関すること 3 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及び斡旋に関すること 4 農業共済金の早期支払に関すること 5 農業協同組合の被害対策に関すること	
	輸出促進班 （輸出促進課）	1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関すること 2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること	輸出促進班 （輸出促進課）	1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関すること 2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること	
	福岡の食販売促進班 （福岡の食販売促進課）	1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関すること 2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること	福岡の食販売促進班 （福岡の食販売促進課）	1 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関すること 2 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること	
	園芸振興班 （園芸振興課）	1 農産物（果実及び野菜など）及び生産施設の被災地の実態把握に関すること 2 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関すること 3 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる	園芸振興班 （園芸振興課）	1 農産物（果実及び野菜など）及び生産施設の被災地の実態把握に関すること 2 農産物（果実及び野菜など）の出荷制限などに関すること 3 農産物（果実及び野菜など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧	新		改正理由
農林 水産部	園芸振興班 （園芸振興課）	<ul style="list-style-type: none"> る風評被害）対策に関する事 4 応急措置用農産物（果実及び野菜など）の種苗の補給に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事 	園芸振興班 （園芸振興課）	<ul style="list-style-type: none"> る風評被害）対策に関する事 4 応急措置用農産物（果実及び野菜など）の種苗の補給に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事 	
	水田農業振興班 （水田農業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> 1 農産物（米、麦など）及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 農産物（米、麦など）の出荷制限などに関する事 3 農産物（米、麦など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 救助用米穀の確保及び供給に関する事 5 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収容命令に関する事 6 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関する事 7 緊急時モニタリングへの協力に関する事 	水田農業振興班 （水田農業振興課）	<ul style="list-style-type: none"> 1 農産物（米、麦など）及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 農産物（米、麦など）の出荷制限などに関する事 3 農産物（米、麦など）の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 救助用米穀の確保及び供給に関する事 5 応急措置を実施するための救助用米穀の保管命令又は収容命令に関する事 6 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関する事 7 緊急時モニタリングへの協力に関する事 	
	経営技術支援班 （経営技術支援課）	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管出先機関との連絡に関する事 2 被害状況の収集に関する事 3 技術対策に関する事 4 農産物の病害虫防除に関する事 5 鳥獣対策に関する事 	農林水産部 経営技術支援班 （経営技術支援課）	<ul style="list-style-type: none"> 1 所管出先機関との連絡に関する事 2 被害状況の収集に関する事 3 技術対策に関する事 4 農産物の病害虫防除に関する事 5 鳥獣対策に関する事 	
	畜産班 （畜産課）	<ul style="list-style-type: none"> 1 家畜、畜産物、飼料及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限などに関する事 3 家畜、畜産物及び飼料の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 家畜伝染病の防疫に関する事 5 家畜飼料の補給対策に関する事 6 応急措置用副食物の確保に関する事 7 家畜の避難・処分などに関する事 8 緊急時モニタリングへの協力に関する事 	農林水産部 畜産班 （畜産課）	<ul style="list-style-type: none"> 1 家畜、畜産物、飼料及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 2 家畜、畜産物及び飼料の出荷制限などに関する事 3 家畜、畜産物及び飼料の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 家畜伝染病の防疫に関する事 5 家畜飼料の補給対策に関する事 6 応急措置用副食物の確保に関する事 7 家畜の避難・処分などに関する事 8 緊急時モニタリングへの協力に関する事 	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新	改正理由
農林 水産部	農村森林整備班 （農村森林整備課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 2 部所管の海岸堤防の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 3 林道の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 4 治山施設の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 	
	林業振興班 （林業振興課）	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び林野庁との連絡調整に関する事（林道に関するものを除く。） 2 林産物の出荷制限に関する事 3 林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 森林の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事 5 林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事 6 応急措置を実施するための木材などの保管命令又は収容命令に関する事 7 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関する事 8 林産物生産施設の応急復旧措置に関する事 9 災害復旧用林業用種苗の確保及び斡旋に関する事 10 緊急時モニタリングへの協力に関する事 11 森林の病虫害の防除に関する事 12 特用林産物及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 13 特用林産物の応急復旧措置に関する事 14 特用林産物の出荷制限などに関する事 15 特用林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 2 部所管の海岸堤防の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 3 林道の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 4 治山施設の被害情報の収集及び災害応急復旧措置に関する事 	
		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害情報の収集及び林野庁との連絡調整に関する事（林道に関するものを除く。） 2 林産物の出荷制限に関する事 3 林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 森林の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事 5 林産物の放射性物質による汚染対策（除染）に関する事 6 応急措置を実施するための木材などの保管命令又は収容命令に関する事 7 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関する事 8 林産物生産施設の応急復旧措置に関する事 9 災害復旧用林業用種苗の確保及び斡旋に関する事 10 緊急時モニタリングへの協力に関する事 11 森林の病虫害の防除に関する事 12 特用林産物及び生産施設の被災地の実態把握に関する事 13 特用林産物の応急復旧措置に関する事 14 特用林産物の出荷制限などに関する事 15 特用林産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧		新		改正理由
農林 水産部	水産局	漁業管理班 (漁業管理課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物、水産施設の被害調査に関すること 2 水産物の出荷制限等に関すること 3 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること 4 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 5 応急措置用水産物の確保及び斡旋に関すること 6 緊急救助用船艇の斡旋に関すること 7 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びに斡旋に関すること 8 被災漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資に関すること 9 緊急時モニタリングへの協力に関すること 	漁業管理班 (漁業管理課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物、水産施設の被害調査に関すること 2 水産物の出荷制限等に関すること 3 漁業協同組合等の関係機関との連絡調整に関すること 4 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 5 応急措置用水産物の確保及び斡旋に関すること 6 緊急救助用船艇の斡旋に関すること 7 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びに斡旋に関すること 8 被災漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資に関すること 9 緊急時モニタリングへの協力に関すること 	
		水産振興班 (水産振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物の出荷制限等に関すること 2 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 3 水産共同施設の災害応急復旧措置に関すること 4 漁港及び漁港区域内海岸の災害応急復旧措置に関すること 5 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること 	水産振興班 (水産振興課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水産物の出荷制限等に関すること 2 水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関すること 3 水産共同施設の災害応急復旧措置に関すること 4 漁港及び漁港区域内海岸の災害応急復旧措置に関すること 5 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること 	
			農林 水産部	農林 水産部		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由	
県土整備部	県土整備総務班 （県土整備総務課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	県土整備総務班 （県土整備総務課）	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	
	県土整備企画班 （県土整備企画課）	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	県土整備企画班 （県土整備企画課）	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	用地班 （用地課）	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	用地班 （用地課）	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	道路維持班 （道路維持課）	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	道路維持班 （道路維持課）	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	
	道路建設班 （道路建設課）	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	道路建設班 （道路建設課）	1 道路状況の把握に関すること 2 緊急輸送道路、避難経路及び輸送経路の確保に関すること	
	河川管理班 （河川管理課）	1 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること 2 部内各班の応援に関すること	河川管理班 （河川管理課）	1 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	河川整備班 （河川整備課）	1 福岡県水防計画書に定める水防業務に関すること	河川整備班 （河川整備課）	1 福岡県水防計画書に定める水防業務に関すること	
	港湾班 （港湾課）	1 海岸の災害応急復旧措置に関すること 2 災害時における公有水面（海面）に関すること 3 離島航路に関すること 4 緊急輸送における港湾の使用に関すること	港湾班 （港湾課）	1 海岸の災害応急復旧措置に関すること 2 災害時における公有水面（海面）に関すること 3 離島航路に関すること 4 緊急輸送における港湾の使用に関すること	
	砂防班 （砂防課）	1 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること 2 部内各班の応援に関すること	砂防班 （砂防課）	1 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	水資源対策班 （水資源対策課）	1 総合的な水対策に関すること 2 給水停止等の指導に関すること 3 水道水の供給に関すること 4 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること 5 給水車等の配車対策に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること	水資源対策班 （水資源対策課）	1 総合的な水対策に関すること 2 給水停止等の指導に関すること 3 水道水の供給に関すること 4 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること 5 給水車等の配車対策に関すること 6 緊急時モニタリングへの協力に関すること	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧			新	改正理由
建築 都市部	建築都市総務班 (建築都市総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	建築 都市部	建築都市総務班 (建築都市総務課)	1 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関すること	
	都市計画班 (都市計画課)	1 市街地開発事業の被災状況把握に関すること 2 部内各班の応援に関すること		都市計画班 (都市計画課)	1 市街地開発事業の被災状況把握に関すること 2 部内各班の応援に関すること	
	開発・盛土指導班 (開発・盛土指導課)	1 被災宅地の危険度判定に関すること。		開発・盛土指導班 (開発・盛土指導課)	1 被災宅地の危険度判定に関すること。	
	建築指導班 (建築指導課)	1 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること 2 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること		建築指導班 (建築指導課)	1 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること 2 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること	
	公園街路班 (公園街路課)	1 都市公園の災害応急復旧措置に関すること		公園街路班 (公園街路課)	1 都市公園の災害応急復旧措置に関すること	
	<u>下水道班</u> (<u>下水道課</u>)	1 緊急時モニタリングへの協力に関すること 2 汚染された下水道汚泥の対策に関すること		<u>上下水道班</u> (<u>上下水道課</u>)	1 緊急時モニタリングへの協力に関すること 2 汚染された下水道汚泥の対策に関すること	
	住宅計画班 (住宅計画課)	1 災害公営住宅に関すること		住宅計画班 (住宅計画課)	1 災害公営住宅に関すること	
	県営住宅班 (県営住宅課)	1 応急仮設住宅の建築に関すること 2 応急仮設住宅及び県営住宅の供与に関すること		県営住宅班 (県営住宅課)	1 応急仮設住宅の建築に関すること 2 応急仮設住宅及び県営住宅の供与に関すること	
	営繕設備班 (営繕設備課)	1 応急仮施設の建設に関すること 2 応急仮設住宅の建設における設備に関すること		営繕設備班 (営繕設備課)	1 応急仮施設の建設に関すること 2 応急仮設住宅の建設における設備に関すること	
会計 管理部	会計班 (会計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内の連絡調整に関すること	会計 管理部	会計班 (会計課)	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること 2 部内の連絡調整に関すること	
企業部	管理班 (管理課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 県営発電所の災害応急復旧措置に関すること 3 県営工業用水道の災害応急復旧措置に関すること	企業部	管理班 (管理課)	1 部内の連絡調整に関すること 2 県営発電所の災害応急復旧措置に関すること 3 県営工業用水道の災害応急復旧措置に関すること	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由
教育部	総務企画班 (総務企画課)	<ol style="list-style-type: none"> 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 教育委員会及び教育委員に関する事 部長及び副部長の秘書に関する事 事務局職員の動員に関する事 防災についての広報活動に関する事 学校の生徒等の避難の総合調整に関する事 	<p>総務班 (総務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 部内の被害報告のとりまとめ及び応急対策の連絡調整に関する事 教育委員会及び教育委員に関する事 部長及び副部長の秘書に関する事 事務局職員の動員に関する事 防災についての広報活動に関する事 学校の生徒等の避難の総合調整に関する事 	
	(新設)	(新設)	<p>教育イノベーション推進班 (教育イノベーション推進課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 本部長が命じた災害対策事務に関する事 部内各班の応援に関する事 	
	財務班 (財務課)	<ol style="list-style-type: none"> 災害復旧予算に関する事 罹災者に係る授業料の免除に関する事 	<p>財務班 (財務課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 災害復旧予算に関する事 罹災者に係る授業料の免除に関する事 	
	教職員班 (教職員課)	<ol style="list-style-type: none"> 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及びサービスに関する事 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関する事 職員の保健管理に関する事 	<p>教職員班 (教職員課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の確保その他の人事措置及びサービスに関する事 県立学校の教職員及び市町村立学校の県費負担教職員の避難に関する事 職員の保健管理に関する事 	
	施設班 (施設課)	<ol style="list-style-type: none"> 文教施設設備の災害予防に関する事 災害に伴う文教施設の応急修理に関する事 文教施設の被害調査、災害応急復旧に関する事 	<p>施設班 (施設課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 文教施設設備の災害予防に関する事 災害に伴う文教施設の応急修理に関する事 文教施設の被害調査、災害応急復旧に関する事 	
	文化財保護班 (文化財保護課)	<ol style="list-style-type: none"> 文化財の保護に関する事 	<p>文化財保護班 (文化財保護課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 文化財の保護に関する事 	
	高校教育班 (高校教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 県立高等学校及び県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関する事 県立高等学校等における生徒の避難に関する事 県立高等学校等における応急教育の方法に関する事 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材の確保に関する事 被災生徒等への支援に関する事 学校に指定避難所を開設することについての協力に関する事 	<p>高校教育班 (高校教育課)</p> <ol style="list-style-type: none"> 県立高等学校及び県立中高一貫教育校（以下「県立高等学校等」という。）における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関する事 県立高等学校等における生徒の避難に関する事 県立高等学校等における応急教育の方法に関する事 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材の確保に関する事 被災生徒等への支援に関する事 学校に指定避難所を開設することについての協力に関する事 	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

		旧			新	改正理由
教育部	義務教育班 (義務教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識の普及に関すること 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること 市町村立学校における応急教育の方法に関すること 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること 被災児童生徒等への支援に関すること 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること 	義務教育班 (義務教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 市町村立学校における教職員及び児童生徒に対する防災知識の普及に関すること 市町村立学校における児童生徒の避難に関すること 市町村立学校における応急教育の方法に関すること 市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること 被災児童生徒等への支援に関すること 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること 		
	特別支援教育班 (特別支援教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識の普及に関すること 県立特別支援学校の幼児児童生徒の避難に関すること 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること 県立特別支援学校における教科書、教材の確保に関すること 被災幼児児童生徒等への支援に関すること 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること 	特別支援教育班 (特別支援教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 県立特別支援学校における教職員及び幼児児童生徒に対する防災知識の普及に関すること 県立特別支援学校の幼児児童生徒の避難に関すること 県立特別支援学校における応急教育の方法に関すること 県立特別支援学校における教科書、教材の確保に関すること 被災幼児児童生徒等への支援に関すること 学校に指定避難所を開設することについての協力に関すること 		
	人権・同和教育班 (人権・同和教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 本部長が命じた災害対策事務に関すること 部内各班の応援に関すること 	人権・同和教育班 (人権・同和教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 本部長が命じた災害対策事務に関すること 部内各班の応援に関すること 		
	体育スポーツ健康班 (体育スポーツ健康課)	<ol style="list-style-type: none"> 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること 被災学校の給食の指導に関すること 児童及び生徒の保健管理、保健指導及び心のケアに関すること 体育施設及び設備の災害予防、被害調査、災害復旧に関すること 体育関係諸団体との連絡に関すること 	体育スポーツ健康班 (体育スポーツ健康課)	<ol style="list-style-type: none"> 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること 被災学校の給食の指導に関すること 児童及び生徒の保健管理、保健指導及び心のケアに関すること 体育施設及び設備の災害予防、被害調査、災害復旧に関すること 体育関係諸団体との連絡に関すること 		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧			新			改正理由
教育部	社会教育班 (社会教育課)	1 社会教育施設及び設備の被害調査及び災害対策に関すること 2 社会教育関係諸団体との連絡に関すること 3 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金の緊急募集に関すること	教育部	社会教育班 (社会教育課)	1 社会教育施設及び設備の被害調査及び災害対策に関すること 2 社会教育関係諸団体との連絡に関すること 3 公益財団法人福岡県教育文化奨学財団奨学金の緊急募集に関すること	
福岡県 モニタ リング 本部	総括・連絡班、測定・採取班、広域測定班、地域連絡班、分析班 (環境保全課、保健環境研究所)	1 国が設置する緊急時モニタリングセンターへの参画などに関すること 2 福岡県モニタリング本部の運営に関すること 3 緊急時モニタリングの実施に関すること 4 緊急時モニタリング要員などの派遣要請に関すること	福岡県 モニタ リング 本部	総括・連絡班、測定・採取班、広域測定班、地域連絡班、分析班 (水・大気環境課、保健環境研究所)	1 国が設置する緊急時モニタリングセンターへの参画などに関すること 2 福岡県モニタリング本部の運営に関すること 3 緊急時モニタリングの実施に関すること 4 緊急時モニタリング要員などの派遣要請に関すること	
(注) 公安部については、公安部長が別に定める。			(注) 公安部については、公安部長が別に定める。			
[糸島現地災害対策本部の配備体制、分掌事務]			[糸島現地災害対策本部の配備体制、分掌事務]			組織改編に伴う修正
対策班名	課名	分掌事務	対策班名	課名	分掌事務	
統括班	防災危機管理局 県民情報広報課	1 糸島現地災害対策本部の設置・運営に関すること 2 県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関すること 3 住民などへの広報に関すること 4 報道機関との連絡及び相互協力に関すること	統括班	防災危機管理局 県民情報広報課	1 糸島現地災害対策本部の設置・運営に関すること 2 県災害対策本部に対する報告及び連絡調整に関すること 3 住民などへの広報に関すること 4 報道機関との連絡及び相互協力に関すること	
保健 医療 介護班	健康増進課 生活衛生課 医療指導課 薬務課 介護保険課 糸島保健福祉事務所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること 2 災害対策本部保健医療福祉調整本部との連絡調整に関すること 3 被災者等の避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送等に関すること 4 被災者等の救護に関すること 5 被災者の健康管理に関すること 6 安定ヨウ素剤に関すること 7 医薬品等の供給に関すること 8 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること 9 福祉医療関係施設における避難等の対策に関すること 10 被災者の支援に関すること 11 愛護動物の救護に関すること 12 飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関すること	保健 医療 介護班	健康増進課 生活衛生課 医療指導課 薬務課 介護保険課 糸島保健福祉事務所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関すること 2 災害対策本部保健医療福祉調整本部との連絡調整に関すること 3 被災者等の避難退域時検査・簡易除染・原子力災害拠点病院などへの搬送等に関すること 4 被災者等の救護に関すること 5 被災者の健康管理に関すること 6 安定ヨウ素剤に関すること 7 医薬品等の供給に関すること 8 原子力災害医療派遣チームとの連絡調整に関すること 9 福祉医療関係施設における避難等の対策に関すること 10 被災者の支援に関すること 11 愛護動物の救護に関すること 12 飲料水（水道水以外）の摂取制限の指示に関すること	

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧		新		改正理由		
福祉 労働班	福祉総務課 子育て支援課 こども福祉課 障がい福祉課	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 福祉関係施設における避難等の対策に関する事 3 食糧の供給に関する事 4 被災者の支援に関する事	福祉 こども 政策班	福祉総務課 子育て支援課 こども福祉課 障がい福祉課	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 福祉関係施設における避難等の対策に関する事 3 食糧の供給に関する事 4 被災者の支援に関する事	
商工班	商工政策課	1 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及び斡旋に関する事	商工班	商工政策課	1 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及び斡旋に関する事	
農林水産班	農林水産政策課 食の安全・地産地消課 福岡農林事務所 福岡普及指導センター 水産海洋技術センター	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 農林水産物の出荷制限などに関する事 3 農林水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 農林水産関係団体との連絡調整に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事	農林水産班	農林水産政策課 食の安全・地産地消課 福岡農林事務所 福岡普及指導センター 水産海洋技術センター	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 農林水産物の出荷制限などに関する事 3 農林水産物の情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）対策に関する事 4 農林水産関係団体との連絡調整に関する事 5 緊急時モニタリングへの協力に関する事	
県土整備班	県土整備総務課 水資源対策課 福岡県土整備事務所前原支所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 道路状況等の把握に関する事 3 給水停止等の指導に関する事 4 水道水の供給に関する事	県土整備班	県土整備総務課 水資源対策課 福岡県土整備事務所前原支所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 道路状況等の把握に関する事 3 給水停止等の指導に関する事 4 水道水の供給に関する事	
教育班	総務企画課 福岡教育事務所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 教育関係施設の災害対策に関する事 3 生徒等の避難等の対策に関する事	教育班	総務課 福岡教育事務所	1 班関係の被害状況の把握及び災害応急対策に関する事 2 教育関係施設の災害対策に関する事 3 生徒等の避難等の対策に関する事	
(注) 公安部については、公安部長が別に定める。		(注) 公安部については、公安部長が別に定める。				
イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 自発的支援の受入れ (国(原子力規制委員会)、糸島市、日本赤十字社福岡県支部、福岡県社会福祉協議会、福岡県共同募金会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、 <u>社会活動推進課</u> 、福祉総務課、関係各課) (略) (1)～(2) (略)		イ～エ (略) (2)～(5) (略) 2 自発的支援の受入れ (国(原子力規制委員会)、糸島市、日本赤十字社福岡県支部、福岡県社会福祉協議会、福岡県共同募金会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、 <u>地域振興総務課共助社会づくり推進室</u> 、福祉総務課、関係各課) (略) (1)～(2) (略)		組織改編に伴う修正		

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第3節 応急対策活動の実施</p> <p>1 情報収集・伝達</p> <p>（国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課））</p> <p>（略）</p> <p>（1） 事態発生情報などの連絡</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 平常時モニタリングで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合の通報</p> <p>（ア） 原子力事業者への確認及び原子力防災専門官への通報</p> <p>県は、平常時モニタリングにおいて、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに、原子力事業者を確認するとともに、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。</p> <p>（イ）～（ウ） （略）</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>2 緊急時モニタリング活動</p> <p>（国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県（防災危機管理局、環境保全課、保健環境研究所、関係各課））</p> <p>（略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 緊急時モニタリングなどの実施</p> <p>ア 情報収集事態発生時のモニタリング</p> <p>県は、情報収集事態を覚知した場合は、固定観測局などの稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理などを行い、平常時モニタリングを確実に実施する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>3 県民などへの的確な情報提供活動</p> <p>（国（原子力規制委員会、内閣官房、内閣府、第七管区海上保安本部）、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、県民情報広報課、各部主管課、関係各課、保健福祉（環境）事務所））</p> <p>（略）</p> <p>（1） 県民などへの情報提供活動</p> <p>ア 県民などへの広報</p> <p>（略）</p> <p>（ア）～（カ） （略）</p> <p>また、その他市町村は、あらゆる手段を用いて、次の事項について情報提供活動を実施する。</p>	<p>第3節 応急対策活動の実施</p> <p>1 情報収集・伝達</p> <p>（国、佐賀県、長崎県、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、各部主管課、関係各課））</p> <p>（略）</p> <p>（1） 事態発生情報などの連絡</p> <p>ア～ウ （略）</p> <p>エ 平時モニタリングで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合の通報</p> <p>（ア） 原子力事業者への確認及び原子力防災専門官への通報</p> <p>県は、平時モニタリングにおいて、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値を検出した場合は、直ちに、原子力事業者を確認するとともに、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡する。</p> <p>（イ）～（ウ） （略）</p> <p>（2）～（3） （略）</p> <p>2 緊急時モニタリング活動</p> <p>（国、佐賀県、長崎県、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県（防災危機管理局、水・大気環境課、保健環境研究所、関係各課））</p> <p>（略）</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 緊急時モニタリングなどの実施</p> <p>ア 情報収集事態発生時のモニタリング</p> <p>県は、情報収集事態を覚知した場合は、固定観測局などの稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理などを行い、平時モニタリングを確実に実施する。</p> <p>イ～エ （略）</p> <p>（3） （略）</p> <p>3 県民などへの的確な情報提供活動</p> <p>（国（原子力規制委員会、内閣官房、内閣府、第七管区海上保安本部）、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（防災危機管理局、広報課、各部主管課、関係各課、保健福祉（環境）事務所））</p> <p>（略）</p> <p>（1） 県民などへの情報提供活動</p> <p>ア 県民などへの広報</p> <p>（略）</p> <p>（ア）～（カ） （略）</p> <p>また、その他市町村は、あらゆる手段を用いて、次の事項について情報提供活動を実施する。</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 無用の被ばくを避けるための対処方法 海上保安部は、船舶などへの航行警報を行うとともに、<u>巡視船艇</u>により周知を図る。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 緊急輸送活動 (国、県警察、糸島市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、財産活用課、<u>交通政策課</u>、<u>空港対策局</u>、福祉総務課、商工政策課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課)) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5 原子力災害医療活動 (国、糸島市、その他市町村、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、原子力事業者、独立行政法人国立病院機構、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、保健医療介護総務課、健康増進課、医療指導課、薬務課、<u>環境保全課</u>)) 原子力災害が発生した場合、被ばく傷病者等への対応が想定されることから、県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて<u>避難退域時検査や簡易除染、高線量被ばく傷病者等の治療</u>を行う高度被ばく医療支援センターなどへの搬送などの医療活動を実施する。 糸島市、その他市町村及び福岡県医師会などは、指定避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。 なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害医療マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 屋内退避、避難等の予防的防護措置 (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、福岡県看護協会、福岡県社会福祉協議会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・国際交流課、男女共同参画推進課、私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、<u>教育庁総務企画課</u>、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課)) (略)</p> <p>(1) 屋内退避及び避難等の予防的防護措置の実施</p>	<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) 無用の被ばくを避けるための対処方法 海上保安部は、船舶などへの航行警報を行うとともに、<u>船艇</u>により周知を図る。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>4 緊急輸送活動 (国、県警察、糸島市、消防機関、道路管理者、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、財産活用課、<u>空港・交通対策局</u>、福祉総務課、商工政策課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課)) (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>5 原子力災害医療活動 (国、糸島市、その他市町村、消防機関、日本赤十字社福岡県支部、福岡県医師会、福岡県歯科医師会、福岡県薬剤師会、原子力事業者、独立行政法人国立病院機構、原子力災害対応医療機関、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、保健医療介護総務課、健康増進課、医療指導課、薬務課、<u>水・大気環境課</u>)) 原子力災害が発生した場合、被ばく傷病者等への対応が想定されることから、県、消防機関、自衛隊、原子力事業者及び防災関係機関は、その役割に応じて<u>避難退域時検査や簡易除染並びに甲状腺被ばく線量モニタリング、高線量被ばく傷病者等の治療</u>を行う高度被ばく医療支援センターなどへの搬送などの医療活動を実施する。 糸島市、その他市町村及び福岡県医師会などは、指定避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。 なお、医療活動は、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害医療マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 屋内退避、避難等の予防的防護措置 (国、県警察、糸島市、その他市町村、消防機関、福岡県看護協会、福岡県社会福祉協議会、その他防災関係機関、県(防災危機管理局、国際局国際政策課・国際交流課、男女共同参画推進課、私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課、商工政策課、畜産課、漁業管理課、道路維持課、道路建設課、水資源対策課、<u>教育庁総務課</u>、教職員課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課)) (略)</p> <p>(1) 屋内退避及び避難等の予防的防護措置の実施</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>防災基本計画(R7.7修正)に基づく修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>県及び糸島市は、警戒事態の発生を覚知した場合又は協定第2条若しくは原災法に基づき情報連絡を受けた場合、県警察、消防機関及びその他防災関係機関にその状況などを、直ちに、通知するとともに、プレスリリースやホームページによる情報提供などあらゆる手段を活用して県民などに広報する。</p> <p>ア 避難等の指示など (ア)～(イ) (略) (ウ) 全面緊急事態発生時 県は、全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避及び避難等の準備の指示やOILに基づく予防的防護措置を準備するよう、糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。併せて、対象地域が行うOILに基づく予防的防護措置の準備への協力を要請する。 糸島市は、対象地域の住民などに屋内退避及び避難等の準備を行うとともに、対象地域を越える地域の住民などに対して、屋内退避などの可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ 対象地域を越える地域における避難等 放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を越える地域の住民などの避難等が必要となる場合がある。 このような場合、県は、国から事態の規模や時間的な推移に応じた避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、対象地域を越える市町村に対し、住民等への避難等のための立ち退きの指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策の実施を指示するとともに、避難等の支援が必要な場合には、当該市町村と連携し、国に要請する。 当該市町村は、国からの指示などに基づき、住民等に対し、避難等のための立ち退きの指示など必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難等の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。 迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内市町村の指定避難所等の受入れ可能人数を参考として避難先を調整する。 また、県は、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県において</p>	<p>県及び糸島市は、警戒事態の発生を覚知した場合又は協定第2条若しくは原災法に基づき情報連絡を受けた場合、県警察、消防機関及びその他防災関係機関にその状況などを、直ちに、通知するとともに、プレスリリースやホームページによる情報提供などあらゆる手段を活用して県民などに広報する。</p> <p>ア 避難等の指示など (ア)～(イ) (略) (ウ) 全面緊急事態発生時 県は、全面緊急事態が発生し、緊急事態宣言が発出された場合、国の指示に基づき、対象地域における屋内退避の実施及び避難等の準備の指示やOILに基づく予防的防護措置を準備するよう、糸島市に伝達するとともに、その他市町村に対して、屋内退避を指示する可能性がある旨の注意喚起を行う。併せて、対象地域が行うOILに基づく予防的防護措置の準備への協力を要請する。 糸島市は、対象地域の住民などに屋内退避及び避難等の準備を行うとともに、対象地域を越える地域の住民などに対して、屋内退避などの可能性がある旨の注意喚起を行う。</p> <p>(エ)～(オ) (略)</p> <p>イ 対象地域を越える地域における避難等 放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けるため、対象地域を越える地域の住民などの避難等が必要となる場合がある。 このような場合、県は、国から事態の規模や時間的な推移に応じた避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、緊急時モニタリング結果や国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、対象地域を越える市町村に対し、住民等への避難等のための立ち退きの指示の連絡及び必要な緊急事態応急対策の実施を指示するとともに、避難等の支援が必要な場合には、当該市町村と連携し、国に要請する。 当該市町村は、国からの指示などに基づき、住民等に対し、避難等のための立ち退きの指示など必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、避難等の支援が必要な場合には県と連携し、国に要請する。 迅速かつ円滑な避難等を実施するため、県は、対象地域を越える市町村から避難者数の連絡を受け、あらかじめ把握した県内市町村の指定避難所等の受入れ可能人数を参考として避難先を調整する。 また、県は、市町村が要配慮者を含む避難者数、避難対象地域を明確にした避難個別計画を策定する際、市町村域を越える調整が必要となる場合には、当該市町村からの要請を踏まえ、県において</p>	<p>原子力災害対策指針（R7.10修正）に基づく修正</p>

■福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>、あらかじめ広域的な調整を行うなど支援するものとするとともに、県内市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平常時において県が実施する防災訓練の成果など避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。</p> <p>ウ～オ（略） （２）～（１０）（略）</p> <p>8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等 （糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県（私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課、教育庁総務企画課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課） （略）</p> <p>9 行政機関の避難 （糸島市、県（防災危機管理局、行財政支援課）） （略）</p> <p>10（略）</p> <p>11 飲料水、飲食物の摂取制限など （国、糸島市、その他市町村、農協・漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県（県関係機関、県（県民情報広報課、生活衛生課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、水資源対策課）） （略） （１）～（５）（略）</p> <p>12（略）</p> <p>13 文教対策の実施 （糸島市、その他市町村、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、県（私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、福祉総務課、教育庁総務企画課、財務課、社会教育課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課）） （略）</p> <p>14 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する迅速かつ的確な応急対策 （国、県警察、市町村、消防機関、原子力事業者等、県（防災危機管理局、環境保全課、関係各課）） （略） （１）～（５）（略）</p>	<p>、あらかじめ広域的な調整を行うなど支援するものとするとともに、県内市町村に避難先が拡大する可能性に鑑み、平時において県が実施する防災訓練の成果など避難等に必要な知見を適宜県内市町村に提供するものとする。</p> <p>ウ～オ（略） （２）～（１０）（略）</p> <p>8 学校等、医療機関、社会福祉施設などにおける避難等 （糸島市、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、病院など医療機関・社会福祉施設・大規模集客施設などの管理者、県（私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、保健医療介護総務課、医療指導課、介護保険課、福祉総務課、子育て支援課、こども福祉課、障がい福祉課、教育庁総務課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課、社会教育課） （略）</p> <p>9 行政機関の避難 （糸島市、県（防災危機管理局、市町村行財政支援課）） （略）</p> <p>10（略）</p> <p>11 飲料水、飲食物の摂取制限など （国、糸島市、その他市町村、農協・漁連・漁協、森林組合、市場などの関係機関、県（県関係機関、県（広報課、生活衛生課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課、水資源対策課）） （略） （１）～（５）（略）</p> <p>12（略）</p> <p>13 文教対策の実施 （糸島市、その他市町村、学校等、国立・私立の学校等の設置者など、県（私学振興・青少年育成局青少年政策課・私学振興課、福祉総務課、教育庁総務課、財務課、社会教育課、教職員課、施設課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、体育スポーツ健康課）） （略）</p> <p>14 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する迅速かつ的確な応急対策 （国、県警察、市町村、消防機関、原子力事業者等、県（防災危機管理局、水・大気環境課、関係各課）） （略） （１）～（５）（略）</p>	<p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第4章 災害復旧対策 第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>1 放射性物質による汚染の除去 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（環境政策課、<u>水・大気環境課</u>、各部主管課、関係各課）（略）</p> <p>2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（環境政策課、<u>環境保全課</u>、廃棄物対策課、<u>監視指導課</u>、関係各課）（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 モニタリングの実施及び結果の公表 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県（防災危機管理局、<u>環境保全課</u>、保健環境研究所、関係各課））</p> <p>県は、緊急事態解除宣言後、国の統括の下、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して、継続的にモニタリングを行いその結果を速やかに公表し、その後、<u>平常時</u>におけるモニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>原子力事業者は、県からの要請に基づいて、モニタリングに必要な防災資機材の貸与や原子力防災要員を派遣するよう努める。</p> <p>5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、<u>環境保全課</u>、<u>中小企業振興課</u>、観光政策課、観光振興課、林業振興課、漁業管理課、各部主管課、関係各課）（略） （1）～（5）（略）</p> <p>6 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 （国、糸島市、その他市町村、県（<u>県民情報広報課</u>、<u>生活安全課</u>、国際局国際政策課・国際交流課、人権・同和对策局、<u>中小企業振興課</u>、観光政策課、観光振興課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課）（略）</p> <p>7 被災中小企業などに対する支援 （国、糸島市、その他市町村、県（<u>中小企業振興課</u>、団体指導課）（略）</p> <p>8～10（略）</p>	<p>第4章 災害復旧対策 第1節～第2節（略）</p> <p>第3節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>1 放射性物質による汚染の除去 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他防災関係機関、県（環境政策課、<u>水・大気環境課</u>、各部主管課、関係各課）（略）</p> <p>2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（環境政策課、<u>水・大気環境課</u>、廃棄物対策課、<u>産業廃棄物監視指導課</u>、関係各課）（略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 モニタリングの実施及び結果の公表 （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、その他モニタリング関係機関、県（防災危機管理局、<u>水・大気環境課</u>、保健環境研究所、関係各課））</p> <p>県は、緊急事態解除宣言後、国の統括の下、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と協力して、継続的にモニタリングを行いその結果を速やかに公表し、その後、<u>平時</u>におけるモニタリング体制に移行するものとする。</p> <p>原子力事業者は、県からの要請に基づいて、モニタリングに必要な防災資機材の貸与や原子力防災要員を派遣するよう努める。</p> <p>5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など （国、糸島市、その他市町村、原子力事業者、県（防災危機管理局、<u>水・大気環境課</u>、<u>中小企業経営支援課</u>、観光政策課、観光振興課、林業振興課、漁業管理課、各部主管課、関係各課）（略） （1）～（5）（略）</p> <p>6 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減 （国、糸島市、その他市町村、県（<u>広報課</u>、国際局国際政策課・国際交流課、<u>生活安全課</u>、人権・同和对策局、<u>中小企業経営支援課</u>、観光政策課、観光振興課、食の安全・地産地消課、園芸振興課、水田農業振興課、畜産課、林業振興課、漁業管理課、水産振興課）（略）</p> <p>7 被災中小企業などに対する支援 （国、糸島市、その他市町村、県（<u>中小企業経営支援課</u>、団体指導課）（略）</p> <p>8～10（略）</p>	<p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>字句の修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p> <p>組織改編に伴う修正</p>

■ 福岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表

旧	新	改正理由
<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害事前対策に係る留意点 (1) (略)</p> <p>(2) 県民などへの情報提供、相談体制の整備 県は、国及び糸島市と連携し、複合災害時において、県民などに対して正確な情報を迅速に提供するための必要な体制及び県民等の<u>問い合わせ</u>に対応する相談体制の整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 物資の備蓄・調達、供給活動に係る留意点 県は、大規模な自然災害が発生した場合、物資の調達や輸送が<u>平常時</u>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄の検討、備蓄拠点の設置など体制の整備に努める。 また、県は、災害の規模などに鑑み、糸島市及びその他市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制・輸送体制の整備に努める。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>第5章 複合災害対策</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 災害事前対策 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害事前対策に係る留意点 (1) (略)</p> <p>(2) 県民などへの情報提供、相談体制の整備 県は、国及び糸島市と連携し、複合災害時において、県民などに対して正確な情報を迅速に提供するための必要な体制及び県民等の<u>問合せ</u>に対応する相談体制の整備に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 物資の備蓄・調達、供給活動に係る留意点 県は、大規模な自然災害が発生した場合、物資の調達や輸送が<u>平時</u>のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄の検討、備蓄拠点の設置など体制の整備に努める。 また、県は、災害の規模などに鑑み、糸島市及びその他市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の調達体制・輸送体制の整備に努める。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>第3節～第4節 (略)</p>	<p>字句の修正</p> <p>字句の修正</p>